

第3期
長万部町子ども・子育て
支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月
長万部町

目次

第1章 計画策定の基本事項	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	4
第2章 長万部町の子ども・子育て環境の現状	5
1. 長万部町の現状	5
2. 第2期計画の実施状況	13
3. アンケート調査からみた子育て支援ニーズ	19
第3章 計画の基本的な考え方	31
1. 基本理念	31
2. 計画推進のための基本的な視点	32
第4章 事業計画	33
1. 事業を計画するにあたっての基本的な枠組み	33
2. 教育・保育提供区域の設定	37
3. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	38
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	40
5. 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策	48
6. 教育・保育の一体的提供の推進	49
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	50
第5章 関連施策の推進	51
第6章 計画の推進	59
1. 計画の推進体制	59
2. 計画の進行管理	59

第1章 計画策定の基本事項

1. 計画策定の背景と目的

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための子ども・子育て関連3法¹が平成24年に成立し、これら3法に基づく新たな「子ども・子育て支援制度」がスタートしました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、様々な子育て支援サービス等を総合的に推進していくことを目指しています。

本町では、こうした動向を踏まえ、平成27年3月に「長万部町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年2月に「第2期長万部町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、子育て環境の整備等を進めてきました。

このたび、第2期計画がその計画期間を終了することを受けて、これまでの町の取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本町の在り方を定め、計画的に推進していくため、「第3期長万部町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

¹ 子ども・子育て関連3法：幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律のこと。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」は法律上任意の策定となりましたが、本計画が子ども・子育てに関する総合的な役割を有する計画であることを踏まえ、次世代育成支援対策の内容を含む計画として策定します。

■子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の根拠法、性格・特徴■

市町村計画	子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援行動計画 (努力義務)
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
性格・特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的な対策を講じるための行動計画 ○「長万部町まちづくり総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



一体的に策定

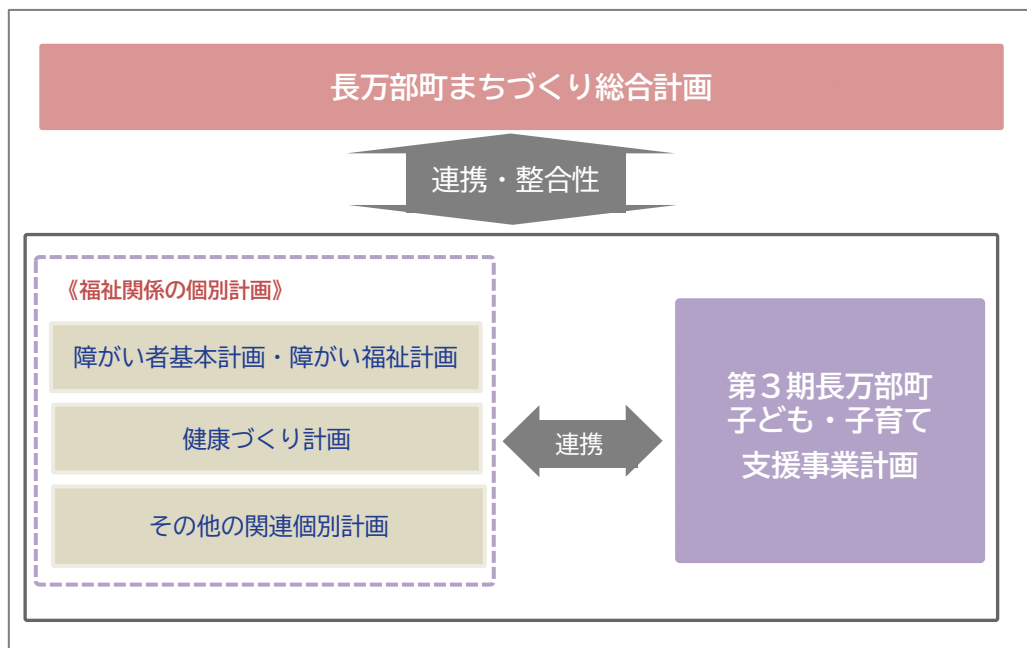


第3期長万部町子ども・子育て支援事業計画

(2) 関連計画との関係

本計画は、「長万部町まちづくり総合計画」を最上位計画とし、障がい者基本計画・障がい福祉計画（障がい児福祉計画）、健康づくり計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

■関連計画との関係■



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

■計画の期間■

令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2期長万部町子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第3期長万部町子ども・子育て支援事業計画				
						必要に応じて見直し			

4. 計画の策定体制

(1) 長万部町子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第72条において、市町村は条例で定めるところにより「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等の事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することとされています。

本計画の策定経過においても、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援事業に関する事業に従事する者、学識経験者から構成された「長万部町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容について審議の上、策定しました。



(2) 町民意向の把握

本計画の策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学校児童の保護者を対象に「長万部町子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリック・コメントの実施

「長万部町子ども・子育て会議」で審議された計画案を、町の公共施設、ホームページ等において公表し、町民からの意見を募りました。

第2章 長万部町の子ども・子育て環境の現状

1. 長万部町の現状

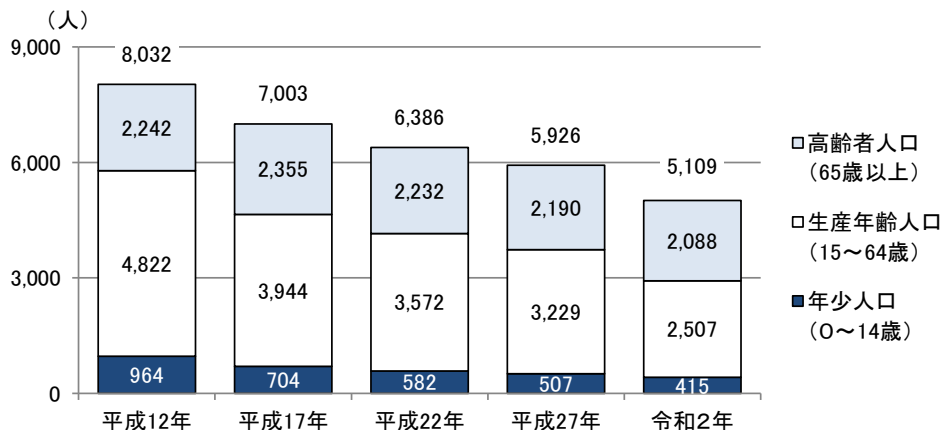
(1) 人口の動向

① 年齢3区分別人口

国勢調査によると、平成12年に8,032人であった総人口は一貫して減少を続けており、令和2年は5,109人となっています。特に「年少人口」は平成12年からの20年間で549人減少し、令和2年には500人を下回る415人となっています。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、「高齢者人口割合（高齢化率）」は増加しているのに対し、「年少人口割合」と「生産年齢人口割合」は減少傾向で推移しており、人口減少と少子高齢化が進行している様子がうかがえます。

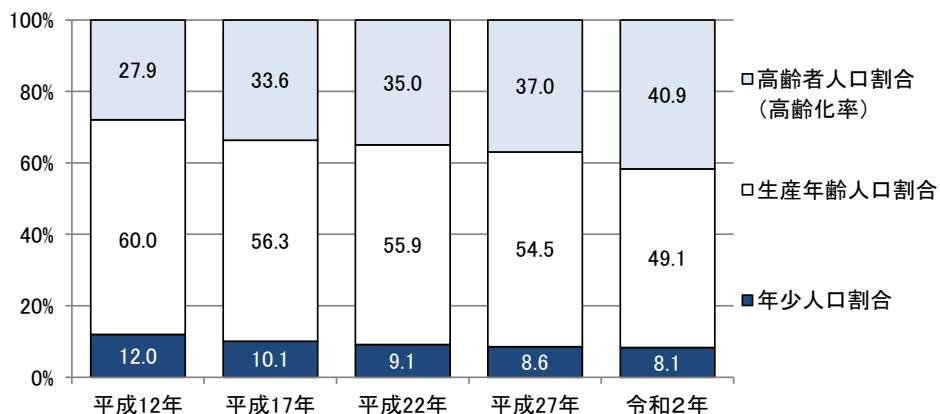
■年齢3区分別人口の推移■



(注) 総人口は「年齢不詳」を含む。このため各区分の合計と一致しない。

資料：国勢調査（各年10月1日）

■年齢3区分別人口割合の推移■



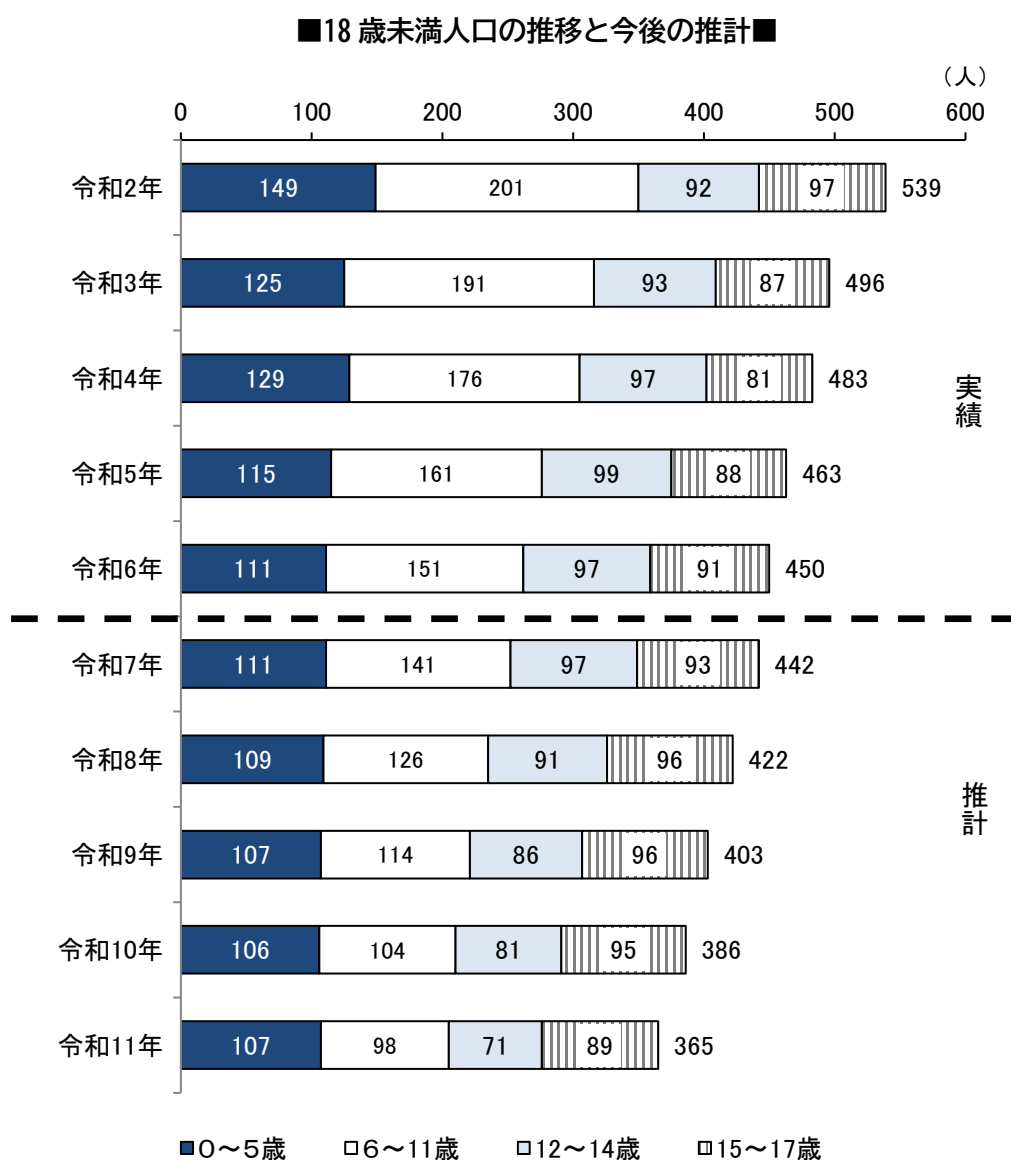
(注) 「年齢不詳」を除いて算出。

資料：国勢調査（各年10月1日）

② 18 歳未満人口

住民基本台帳から近年の 18 歳未満人口の推移をみると、令和 6 年は 450 人で令和 2 年と比較して 89 人減少しています。年齢階層が低いほどこの傾向が顕著に表れており、「0～5 歳」の就学前児童は令和 2 年の 149 人から約 25%減少し、令和 6 年は 111 人となっています。

今後の推計においても、引き続き減少していくことが見込まれ、令和 10 年以降の 18 歳未満人口は 400 人を下回って推移していくことが予想されます。



資料：令和 2 年～令和 6 年：住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日）

令和 7 年～令和 11 年：住民基本台帳（過去 5 年 4 月 1 日時点）を基にコーホート変化率法を用いて推計

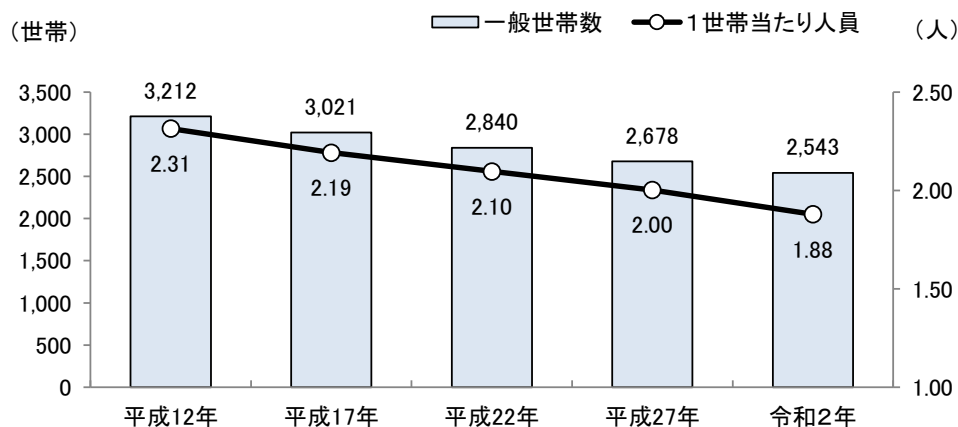
(2) 世帯の状況

① 一般世帯数と家族類型及び子どものいる世帯

国勢調査による平成12年からの一般世帯数(世帯総数のうち、施設等の世帯を除いた世帯)は一貫して減少しており、令和2年は2,543世帯となっています。また、1世帯当たり人員も減少しており、令和2年は1.88人となっています。

令和2年における世帯の家族類型をみると、18歳未満世帯員のいる一般世帯数は283世帯で一般世帯の11.1%となっています。また、令和2年の核家族世帯は1,228世帯と、町内の一般世帯の5割弱を核家族世帯が占め、このうち18歳未満世帯員のいる一般世帯、6歳未満世帯員のいる一般世帯については、核家族世帯が8割台半ばとなっているなど、特にこの傾向が強くみられます。

■世帯数と平均世帯人員数の推移■



資料：国勢調査（各年10月1日）

■世帯の家族類型及び子どものいる世帯数（令和2年）■

	単位	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	6歳未満世帯員のいる一般世帯数
			(%)	(%)
総数 (一般世帯に占める割合)	世帯 (%)	2,543	283 (11.1)	114 (4.5)
親族のみの世帯	世帯	1,330	283	114
核家族世帯	世帯	1,228	242	98
核家族以外の世帯	世帯	102	41	16
非親族を含む世帯	世帯	17	—	—
単独世帯	世帯	1,176	—	—
家族類型不詳	世帯	20	—	—
核家族世帯の割合	%	48.3	85.5	86.0

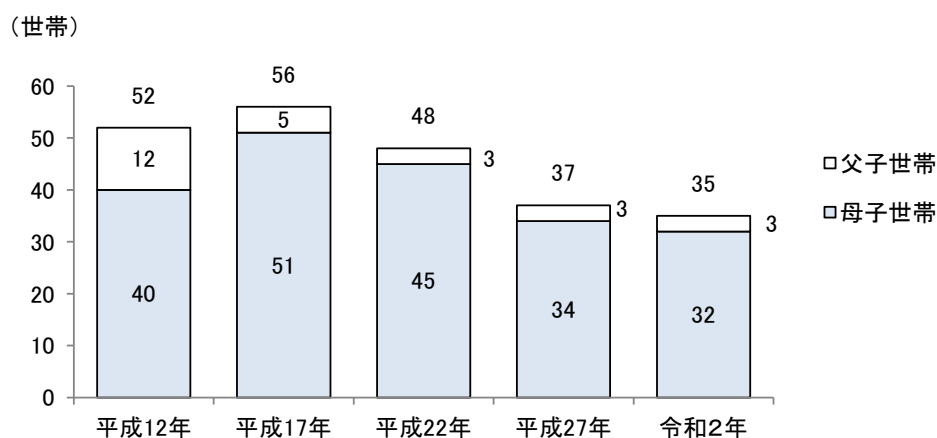
資料：国勢調査（令和2年10月1日）

② ひとり親世帯

ひとり親世帯数の推移をみると、父子世帯数は平成17年に大きく減少し、その後横ばいで推移しています。一方、母子世帯数は平成17年に大きく増加しましたが、以降は減少に転じています。

また、一般世帯に占めるひとり親世帯の割合を全国及び北海道と比較すると、概ね全国平均と同水準で推移しています。

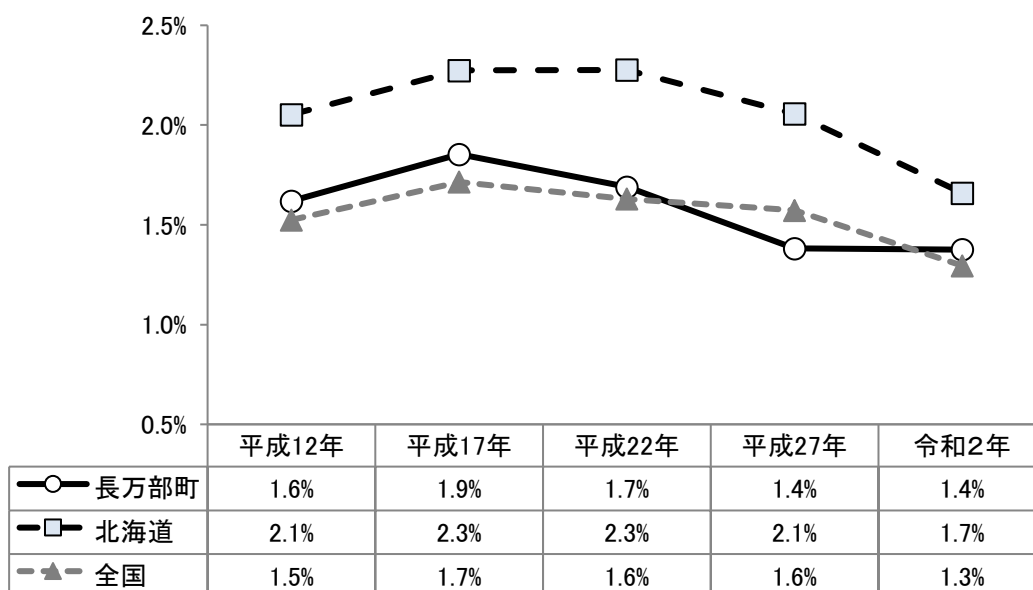
■ひとり親世帯数の推移■



(注) 他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料：国勢調査（各年10月1日）

■一般世帯に占めるひとり親世帯の割合■

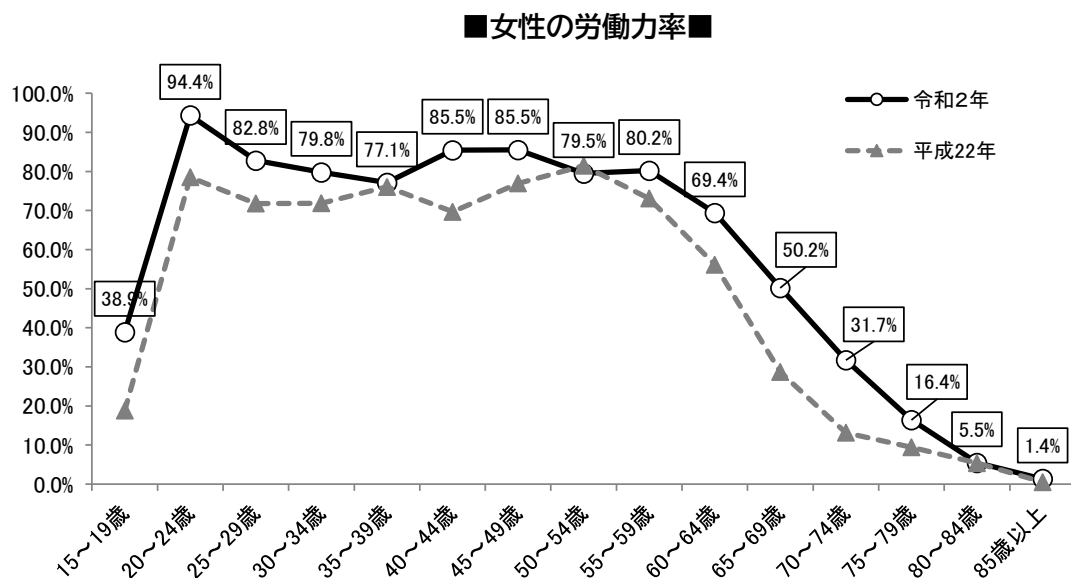


(注) 他の世帯員がいる世帯を含まない。

資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) 女性の労働力率

女性の年齢階層別労働力率²をみると、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという特徴がある「M字カーブ」といわれる状況は、「35～39歳」を底とするカーブが若干みられるものの、それほど顕著なものではありません。また、女性の労働力率は平成22年と比べて高い水準で推移しており、就労している女性が増加している状況がみてとれます。

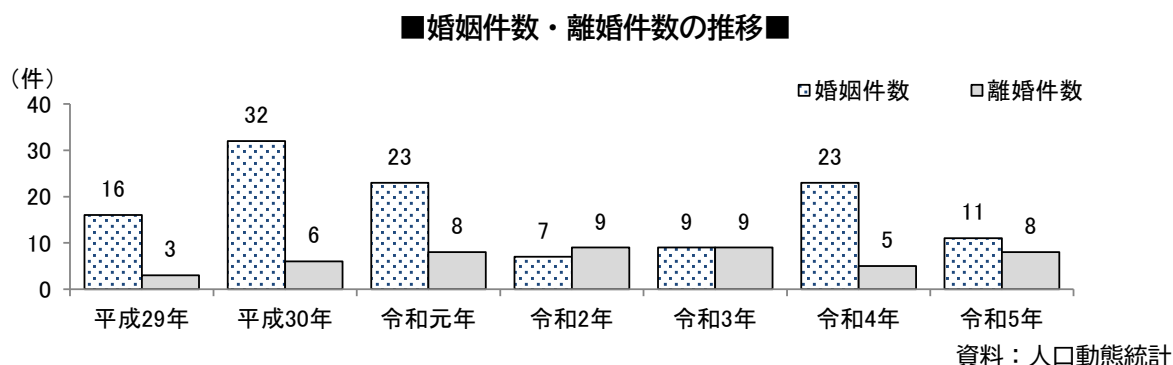


(注) 労働力人口「不詳」を除いて算出。グラフ中のデータは令和2年のみ掲載

資料：国勢調査（各年10月1日）

(4) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は、令和2～3年に大きく減少しており、新型コロナウイルス感染症拡大による影響があったことがうかがえます。離婚件数については、各年10件未満で推移しています。



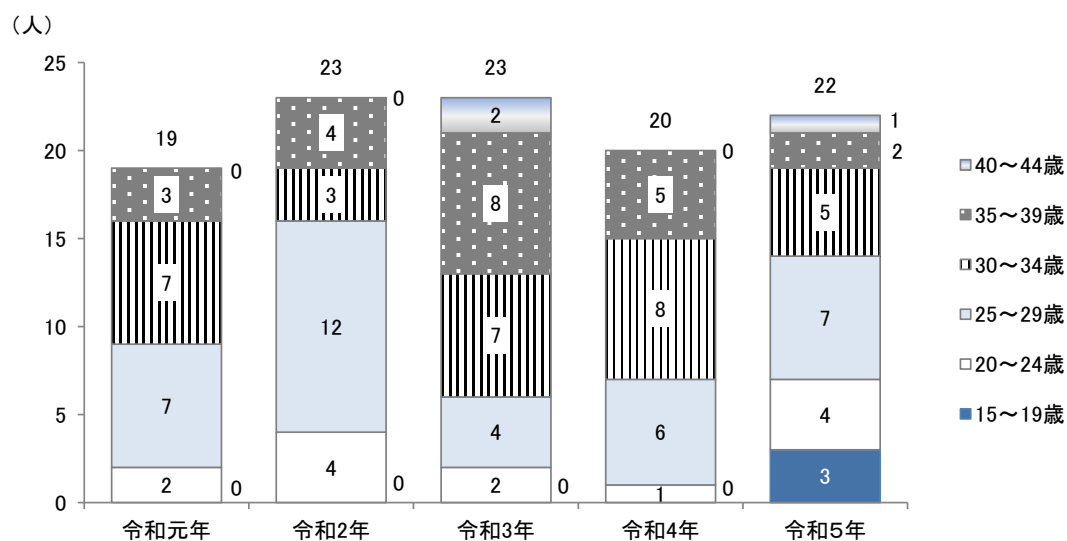
² 労働力率：15歳以上人口に占める非労働力人口（通学、家事、その他（高齢者など））を除いた人口（労働力人口）の割合のこと。

(5) 出生の状況

出生数は20人程度を横ばいで推移しており、令和5年は22人となっています。母親の年齢階層別出生数については年によりばらつきがあるものの、「25～29歳」と「30～34歳」の区分が多くなっています。

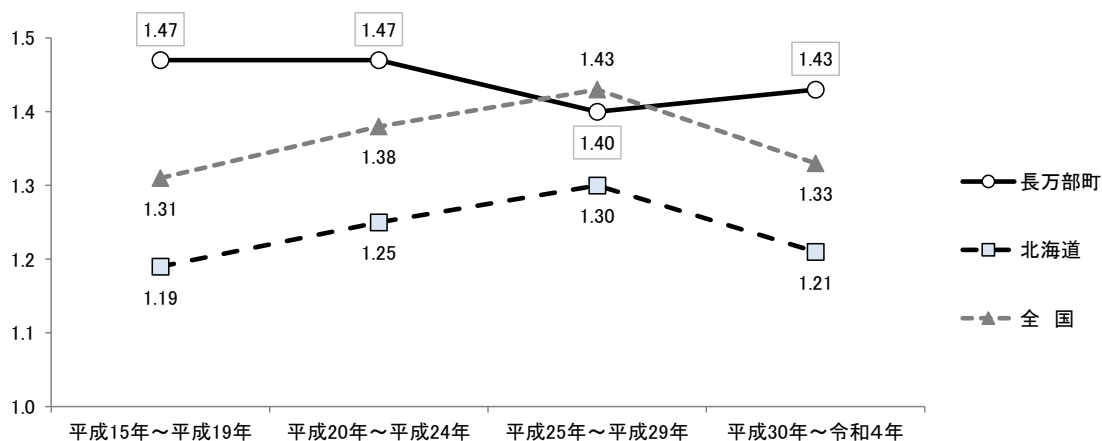
また、女性1人当たりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率は、平成25年～平成29年にいったん減少していますが、概ね全国及び北海道より高い水準で推移しています。

■母親の年齢階層別出生数の推移■



資料：人口動態統計

■合計特殊出生率の推移■



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(6) 教育・保育施設の設置状況等

本町には、次の保育所（園）・認定こども園があります。利用定員数、在籍児童数等は次のとおりであり、就学前児童を対象とする教育・保育施設の待機児童は0人となっています。

① さかえ保育所

令和元年度は定員数を超える児童が利用していましたが、在籍児童数は減少傾向で推移しており、令和5年度の充足率は45.0%となっています。

■さかえ保育所の利用状況■

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用定員数	人	60	60	60	60	60
在籍児童数	人	62	54	39	32	27
充足率	%	103.3	90.0	65.0	53.3	45.0

資料：長万部町（各年4月1日）

② いずみ保育園

さかえ保育所と同様に、在籍児童数は減少傾向で推移しています。

なお、いずみ保育園は令和5年度から認可保育所として運営しています。

■いずみ保育園の利用状況■

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用定員数	人	38	38	38	42	42
在籍児童数	人	20	20	15	19	14
充足率	%	52.6	52.6	39.5	45.2	33.3

資料：長万部町（各年4月1日）

③ 長万部マリア幼稚園（認定こども園）

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、3歳から5歳までの子どもについては、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に受け入れることができる施設です。

長万部マリア幼稚園は、令和2年度まで幼稚園として設置されていましたが、令和3年度から幼保連携型認定こども園として開園し、保育所部分についても受入れを行っています。

■長万部マリア幼稚園の利用状況■

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所部分	利用定員数	人			21	21	21
	在籍児童数	人			7	16	19
	充足率	%			33.3	76.2	90.5
幼稚園部分	利用定員数	人	60	60	39	39	39
	在籍児童数	人	33	26	26	24	21
	充足率	%	55.0	43.3	66.7	61.5	53.8

資料：長万部町（各年4月1日）

(7) 障がいのある児童・生徒の教育・保育施設の利用状況

① 障がい児保育

障がい児の発達状況や個性を踏まえながら、成長を応援できるように配慮した保育を行うため、保育所や認定こども園において加配保育士³を配置し、心身に障がいのある児童を障がいのない児童と共に集団で保育し、心身の健やかな成長発達の促進を図っています。

■障がいのある児童の保育所等での受入状況■

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受入施設数	か所	3	3	3	3	3
対象児童数	人	0	0	2	2	4
加配保育士	人	0	0	0	1	1

資料：長万部町（各年4月1日）

② 特別支援学級

令和5年5月1日現在、本町の小中学校に設置されている特別支援学級は5学級（小学校3、中学校2）です。

小学校の特別支援学級の児童数は減少傾向で推移しており、令和5年は6人となっています。また、中学校の特別支援学級の生徒数はここ5年間、5人前後で推移しています。

■小中学校における特別支援学級数と児童・生徒数の推移■

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	特別支援学級数	学級	3	3	2	3	3
	在籍児童数	人	10	10	7	7	6
中学校	特別支援学級数	学級	3	3	3	2	2
	在籍生徒数	人	5	4	7	5	5

資料：長万部町教育委員会（各年5月1日現在）

³ 加配保育士：保育所において、規定数の保育士に加え、支援が必要な子どもが他の子どもと同じように保育所生活を送ることができるように個別の配慮を行い、生活を手助けする保育士のこと。

2. 第2期計画の実施状況

(1) 教育・保育事業の状況

① 1号認定（3～5歳／教育）

量の見込みを下回る実績となっており、利用児童数も減少傾向で推移しています。

令和3年度から定員の減少を行っていますが、供給量は確保されています。

■第2期計画期間における事業実績■

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人	35	33	33	32	31
	1号認定		35	33	33	32	31
	2号認定で 教育の意向強い		0	0	0	0	0
	確保方策		60	39	39	39	39
実績		人	26	26	24	21	14
	長万部マリア幼稚園 (幼稚園部分)		26	26	24	21	14

(注) 実績は各年4月1日現在

② 2号認定（3～5歳／保育）

令和2年度については量の見込みと概ね同数の実績となっていますが、令和3年度以降、利用児童数の減少がみられ、実績を上回る供給量が確保されています。

■第2期計画期間における事業実績■

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人	52	51	51	50	47
	確保方策		54	60	60	60	60
実績		人	50	42	40	33	34
	さかえ保育所		34	28	24	19	16
	長万部マリア幼稚園 (保育所部分)			2	6	7	9
	いずみ保育園		16	12	10	7	9

(注) 実績は各年4月1日現在

③ 3号認定（3歳未満／保育）

1・2歳児の実績については、20人前後を横ばい推移しています。

また、0歳児の実績については、年によってばらつきがあり、令和5年度は量の見込みと同数の実績となっていますが、1・2歳児、0歳児とも、現状の体制で実績を上回る供給量が確保されています。

■第2期計画期間における事業実績■

【1・2歳児】

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	30	35	34	34	34
	確保方策		25	35	35	35	35
実 績		人	22	18	24	21	23
	さかえ保育所		18	10	8	6	5
	長万部マリア幼稚園 （保育所部分）			5	9	10	10
	いずみ保育園		4	3	7	5	8

（注）実績は各年4月1日現在

【0歳児】

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	4	6	6	6	6
	確保方策		5	9	9	9	9
実 績		人	2	1	3	6	3
	さかえ保育所		2	1	0	2	2
	長万部マリア幼稚園 （保育所部分）			0	1	2	0
	いずみ保育園		0	0	2	2	1

（注）実績は各年4月1日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

新たな子ども・子育て支援制度では、様々な事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施しています。

本町における子ども・子育て家庭等を対象として実施している地域子ども・子育て支援事業の利用状況は次のとおりです。

なお、令和6年度の実績については、9月までの利用量から見込み値を設定しています。

① 利用者支援事業

子ども及び保護者又は妊娠中の方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

町として特設窓口等の設置はしていませんが、役場保健福祉課の窓口や子育て支援センターで対応しています。

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施する事業です。

さかえ保育所内の「子育て支援センター」において、専任職員により子育てについての相談・助言を行うほか、保護者のコミュニティ形成の場を提供しています。

地域子育て支援拠点事業の利用実績は、量の見込みを下回って推移しました。

■第2期計画期間における事業実績■

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人回/年	900	900	900	900	900
	みんなの広場「のびのび」		340	340	340	340	340
	遊びの広場「よちよち」		200	200	200	200	200
	保育所開放		340	340	340	340	340
	子育てサークル支援		10	10	10	10	10
	育児相談		10	10	10	10	10
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
実 績		人回/年	488	1,084	541	659	459
	みんなの広場「のびのび」		221	451	187	246	171
	遊びの広場「よちよち」		67	181	150	215	156
	保育所開放		191	431	191	183	132
	子育てサークル支援		0	0	0	0	0
	育児相談		9	21	13	15	0

③ 妊産婦健康診査事業

妊婦を対象に、医療機関にて健康診査を実施し、適切な保健指導や治療等を行う事業です。

町では産科・産婦人科医療機関で受診する健診及び超音波検査費用に対する補助を実施しています。

妊産婦健康診査事業の利用実績は、量の見込みを下回って推移しています。

■第2期計画期間における事業実績■

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人回/年	400	400	400	400	400
	確保方策	人回/年	400	400	400	400	400
実 績		人回/年	291	278	278	168	236

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境等の把握や適切な保健指導等を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の利用実績は、概ね量の見込みと同程度で推移しており、町保健師が乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する相談や情報提供を行うとともに保護者の状態を把握しています。

■第2期計画期間における事業実績■

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人/年	25	25	25	25	25
	確保方策	人/年	25	25	25	25	25
実 績		人/年	22	24	20	27	23

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援等）を行う事業です。

養育支援訪問事業の利用実績は、量の見込みを下回って推移しており、新生児訪問等により養育に不安があるとされた家庭に町保健師が訪問し、関係機関と連携し家庭環境の把握に努め、育児相談等の支援を実施しています。

■第2期計画期間における事業実績■

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人/年	20	20	20	20	20
	確保方策	人/年	20	20	20	20	20
実 績		人/年	5	8	8	17	10

⑥ 子育て短期支援事業

保護者が様々な理由等により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において預かる事業であり、原則7日以内で養育・保護を行う事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業）、及び緊急の理由により預かる（宿泊可）事業（夜間養護等（トワイライトステイ）事業）があります。

本町に当該施設がないため、実施していません。

⑦ 病児・病後児保育事業

児童が急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所等の医務室において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

病児・病後児保育の要望は一定数ありますが、現在は、保育施設や医療施設において病児・病後児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況から、病児・病後児保育事業は行っていない。

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

長万部マリア幼稚園（幼稚園型）とさかえ保育所（一般型）の2か所で実施しています。

一時預かり事業の幼稚園型（長万部マリア幼稚園）の利用実績は、量の見込みを若干下回って横ばいで推移しています。一方、一般型（さかえ保育所）については、量の見込みを大幅に下回って、減少傾向で推移しています。

■第2期計画期間における事業実績■

【幼稚園型（長万部マリア幼稚園）】

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人日/年	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	確保方策		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
実 績		人日/年	0	840	1,184	875	1,034

【一般型（さかえ保育所）】

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人日/年	500	500	500	500	500
	確保方策		800	800	800	800	800
実 績		人日/年	200	132	9	19	46

⑨ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

国が定める 11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業としては行っていないが、教育・保育施設ごとに定められた開所時間を超える延長保育については、施設ごと延長時間は異なりますが、実施しています。

⑩ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

本町では、提供会員の確保が見込めないことから、実施していません。

⑪ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童に対し、放課後・土曜日・長期休暇等に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

学童保育所ななかまどと子育て支援センターの 2 か所で実施しました。

放課後児童健全育成事業の利用実績は減少傾向で推移してきましたが、令和 6 年度は増加し、量の見込みに近い実績となっています。

■第 2 期計画期間における事業実績■

区分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計 画	量の見込み	人/年	24	24	24	24	24
	小学 1 年生		7	7	7	7	7
	小学 2 年生		7	7	7	7	7
	小学 3 年生		7	7	7	7	7
	小学 4 年生		1	1	1	1	1
	小学 5 年生		1	1	1	1	1
	小学 6 年生		1	1	1	1	1
	確保方策		25	25	25	25	25
実 績		人/年	21	17	15	15	20
	小学 1 年生		6	4	3	4	6
	小学 2 年生		6	5	3	4	4
	小学 3 年生		6	4	3	2	3
	小学 4 年生		3	3	3	2	2
	小学 5 年生		0	1	3	3	2
	小学 6 年生		0	0	0	0	3

3. アンケート調査からみた子育て支援ニーズ

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

この調査は、確保を図るべき教育・保育事業、子育て支援サービスの「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本町における子育て環境の変化や町民が求める取組等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的に実施したものです。

② 調査の方法、回収状況等

○対象地域：長万部町全域

○対象者：

①長万部町に居住する就学前児童（0歳～5歳）の保護者（以下「就学前児童」と表記）

②長万部町に居住する小学生（1年生～6年生）の保護者（以下「小学生」と表記）

○抽出方法：住民基本台帳に登録された調査対象世帯全数※

※複数の児童がいる世帯に対しても児童数分配付

○調査時期：令和6年6月

○調査方法

①就学前児童：保育所等を通じた配付・回収及び郵送による配付・回収

②小学生：小学校を通じた配付・回収

■配付・回収結果■

調査種別	配付数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童	108 件	66 件	61.1%
②小学生	149 件	116 件	77.9%

③ 主な集計結果をみるにあたっての注意点

○比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。

したがって、合計が100%を上下する場合があります。

○基数となるべき実数は、“n＝〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。

○複数回答の項目（質問の終わりに【複数回答】とある問）については、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。

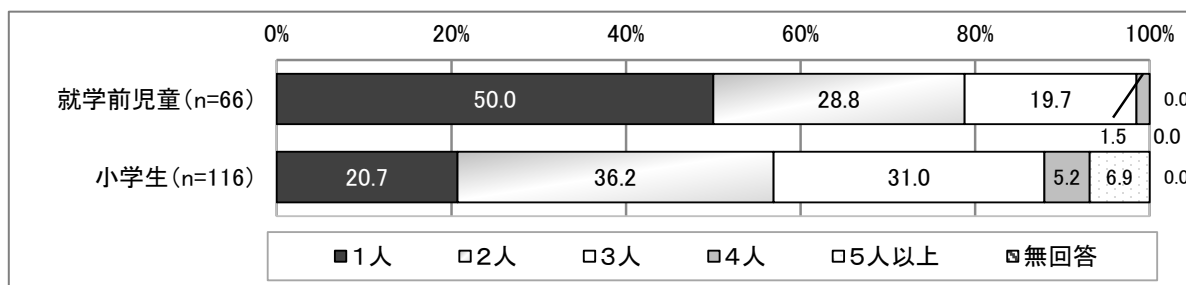
(2) 主な集計結果

① 子どもや家族の状況

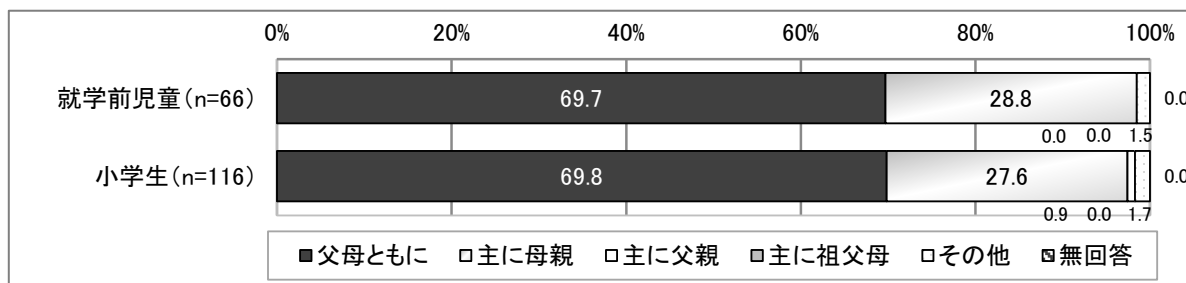
○子どもの人数については、就学前児童では「1人」が5割を占めて最も多く、小学生では「2人」や「3人」が3割台で多くなっています。また、主に子育てをしている人は、就学前児童、小学生とも「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっています。

○就学前児童の日頃子どもを預かってもらえる親族・知人の有無については、「緊急時等には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が2割台半ばで続いています。一方で「いずれもない」も18.2%となっており、こういった世帯を視野に入れた緊急時等における子どもの受入体制を整備していくことも重要となります。

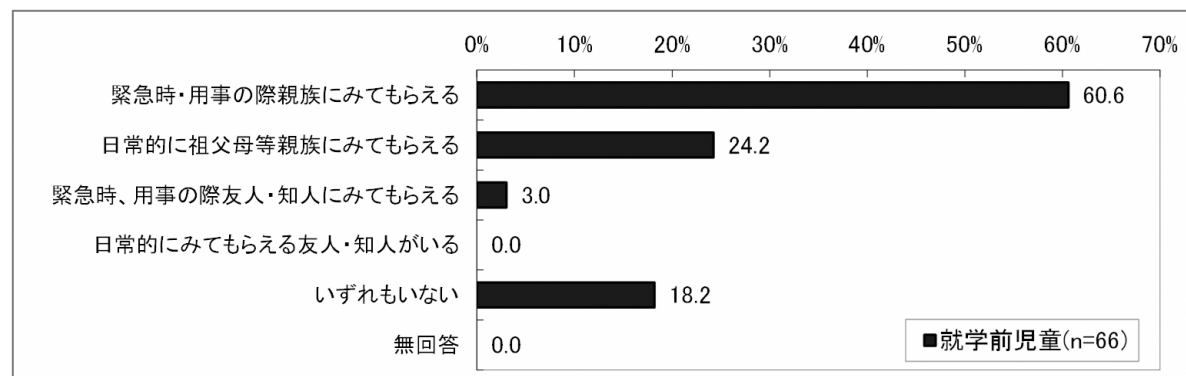
■子どもの人数（就学前児童・小学生 全体）■



■主に子育てをしている人（就学前児童・小学生 全体）■



■日頃子どもを預かってもらえる親族・知人の有無（就学前児童 全体）【複数回答】■



② 保護者の就労状況

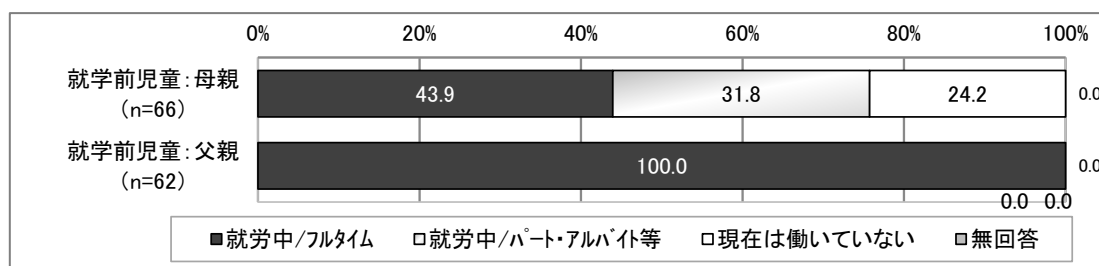
○就学前児童の保護者の就労状況について、母親では「就労中／フルタイム」が最も多く、次いで「就労中／パート・アルバイト等」の順となっています。

○父親については、「就労中／フルタイム」が100%を占めています。

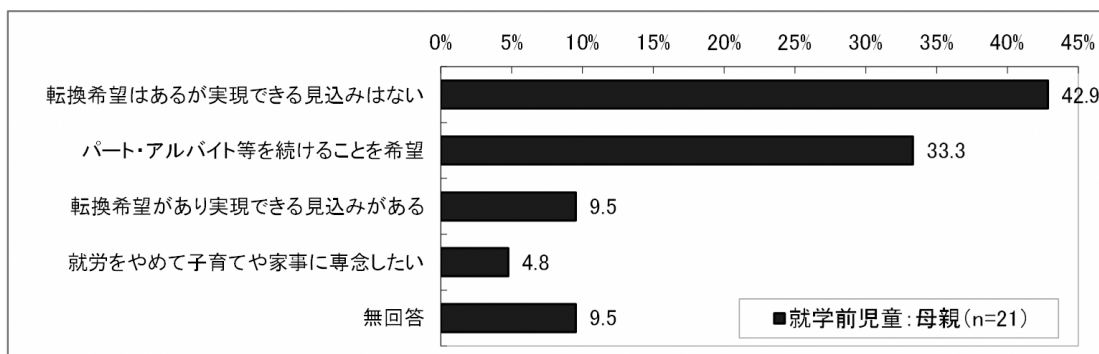
○就学前児童の母親のパート・アルバイト等からフルタイムへの転換希望については、「転換希望はあるが実現できる見込みはない」が最も多く、「転換希望があり実現できる見込みがある」という回答は約1割と、希望はありつつもパート・アルバイト等を継続する人が多い状況がうかがえます。

○就学前児童の就労していない母親に今後の就労希望について尋ねたところ、就労する時期の差異はあるものの、“就労したい”（「1年より先で子どもの成長後に就労したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の合計）と回答する人は8割強となっており、共働き世帯は今後も増加していくことが想定されることから、これらの状況に合わせた支援体制の整備が求められます。

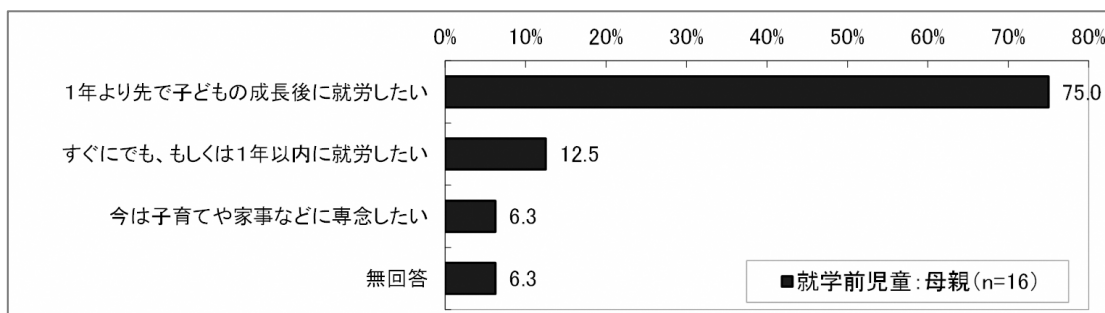
■保護者の就労状況（就学前児童 全体）■



■母親のパート・アルバイト等からフルタイムへの転換希望（就学前児童 全体）■



■就労していない母親の今後の就労希望（就学前児童 全体）■

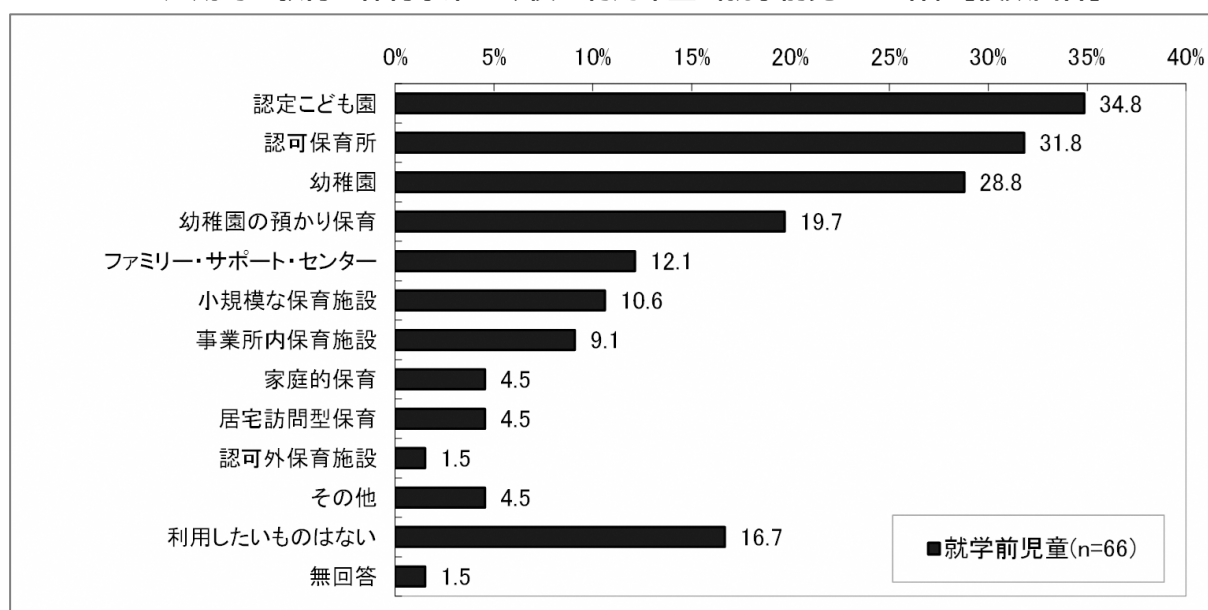


③ 定期的な教育・保育事業の今後の利用希望

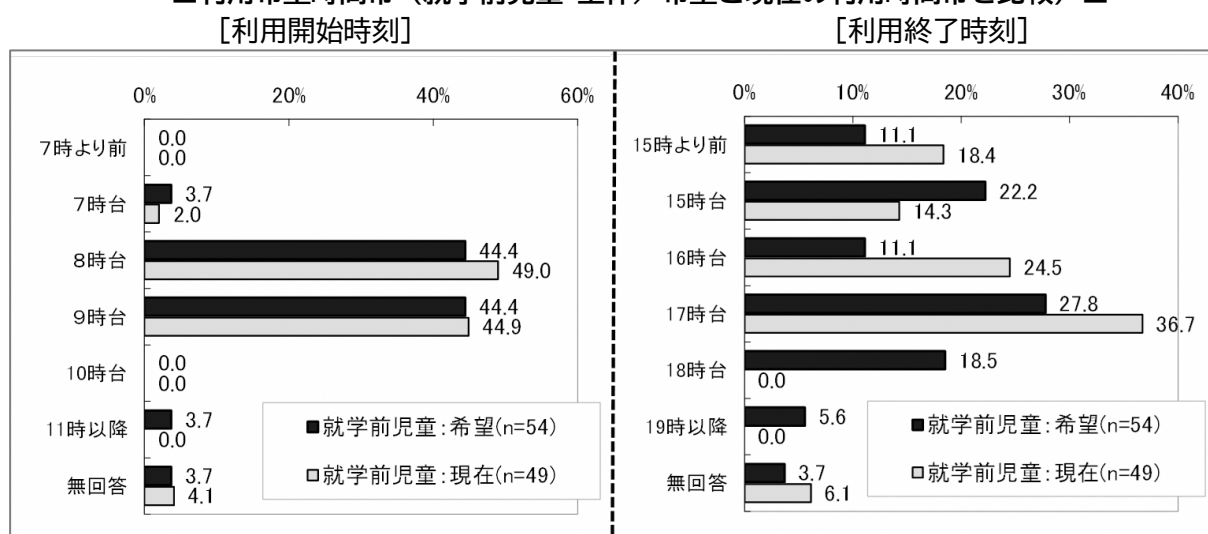
○今後定期的に利用したい教育・保育事業については、「認定こども園」が最も多く、次いで「認可保育所」となっています。なお、「利用したいものはない」は1割台半ばとなっています。

○希望する利用開始時刻については、概ね現在の利用状況と同様の傾向を示している一方、希望する利用終了時刻については、「17 時台」が現在の利用終了時刻から 8.0 ポイント減少し、「18 時台」や「19 時以降」といったより遅い時間までの利用を希望する回答がみられます。

■定期的な教育・保育事業の今後の利用希望（就学前児童 全体）【複数回答】■



■利用希望時間帯（就学前児童 全体／希望と現在の利用時間帯を比較）■

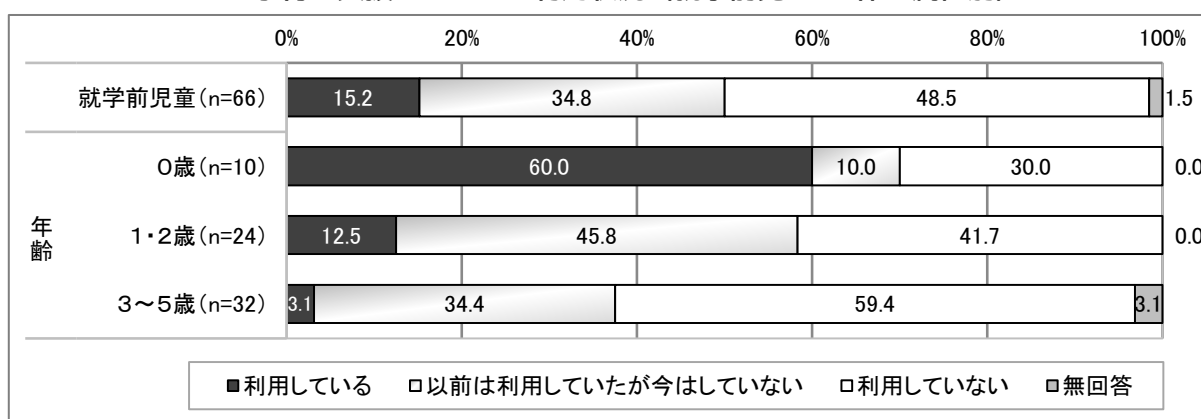


④ 子育て支援センターの利用状況・利用希望

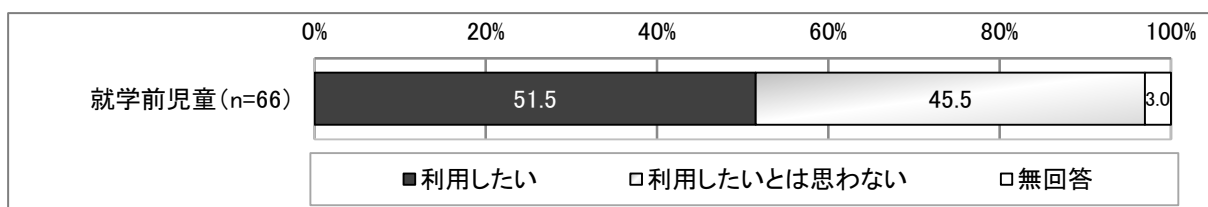
○さかえ保育所内の「子育て支援センター」の利用状況については、「利用していない」が最も多くなっていますが、事業の性質上、0歳での利用が多くみられます。

○今後の利用希望については、半数程度の人が今後「利用したい」と回答しています。また、町が子育て支援センター等で実施している子育て支援サービスの今後の利用希望をみると、各事業とも半数程度の人が今後「利用したい」と回答しており、一定数の利用が見込まれます。

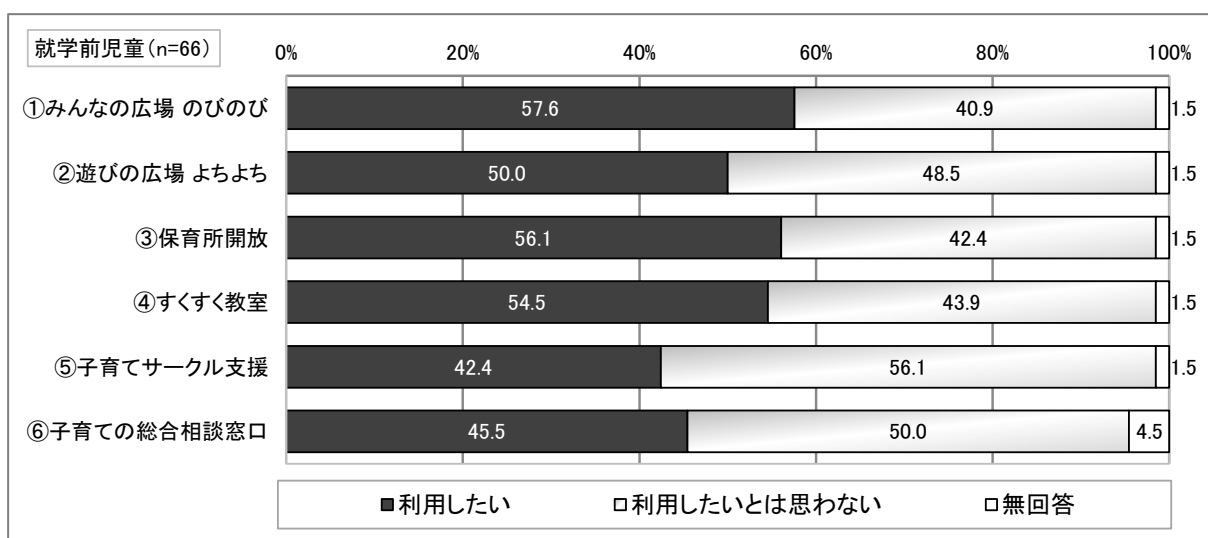
■子育て支援センターの利用状況（就学前児童 全体・属性別）■



■子育て支援センターの今後の利用希望（就学前児童 全体）■



■子育て支援サービスの今後の利用希望（就学前児童 全体）■



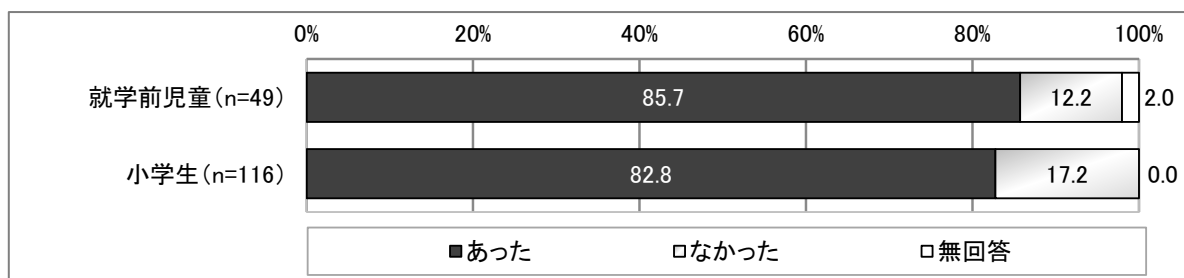
⑤ 子どもの病気の際の対応

○子どもの病気やケガで保育所、小学校等を休んだことが「あった」と回答した人は就学前児童、小学生ともに8割以上となっており、大多数の保護者が経験しています。

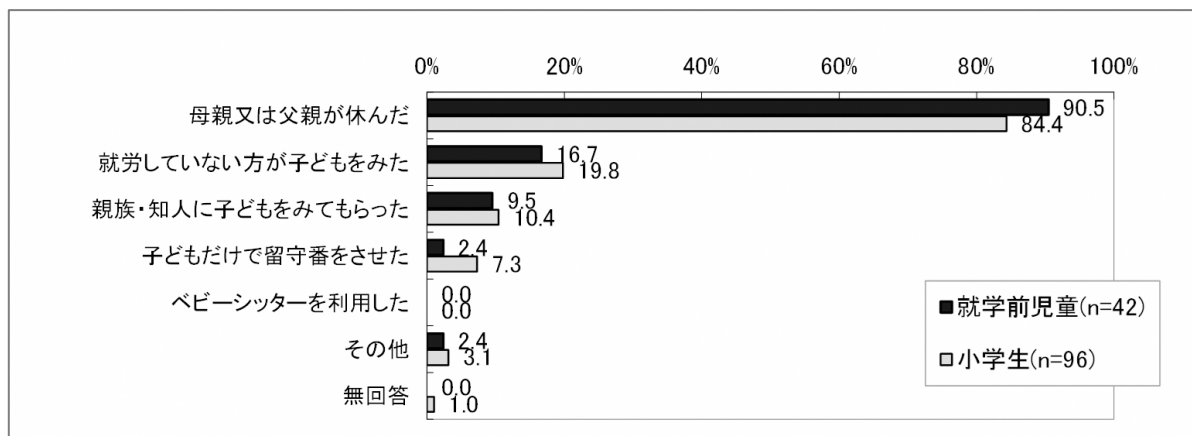
○子どもが病気やケガで普段利用している保育所や、小学校を休んだ際の対処方法については、就学前児童、小学生とも「母親又は父親が休んだ」が他を離して最も多くなっています。

○病児・病後児のための施設等の今後の利用希望については、就学前児童、小学生とも「利用したいとは思わない」が多くなっているものの、就学前児童では4割台半ばの人が「できれば利用したい」と回答しているなど、一定の利用ニーズがみられる状況です。

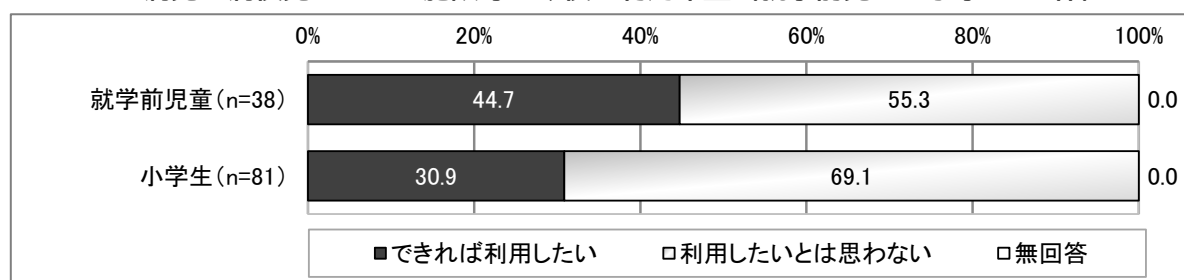
■病気やケガで保育所、小学校等を休んだことの有無（就学前児童・小学生 全体）■



■保育園、小学校等を休んだ場合の対処方法（就学前児童・小学生 全体）【複数回答】■



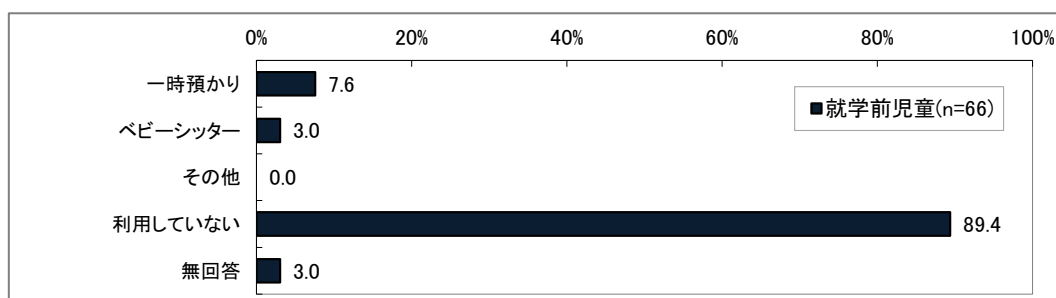
■病児・病後児のための施設等の今後の利用希望（就学前児童・小学生 全体）■



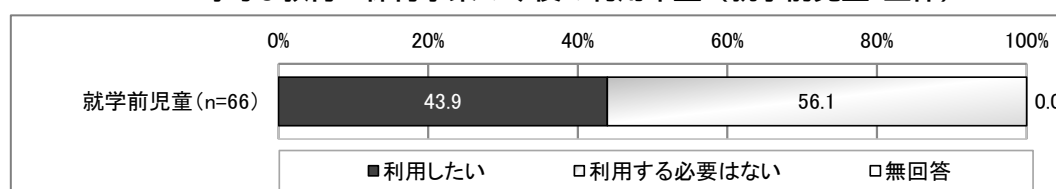
⑥ 一時的な教育・保育事業の利用状況・利用希望

○本町では多数の就学前児童が教育・保育施設を利用しているため、一時的な教育・保育事業の利用は1割未満にとどまっていますが、私用、親の通院、不定期の就労等、保護者の用事による一時的な教育・保育事業の利用希望については、4割強の人が「利用したい」と回答しています。

■一時的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童 全体）【複数回答】■



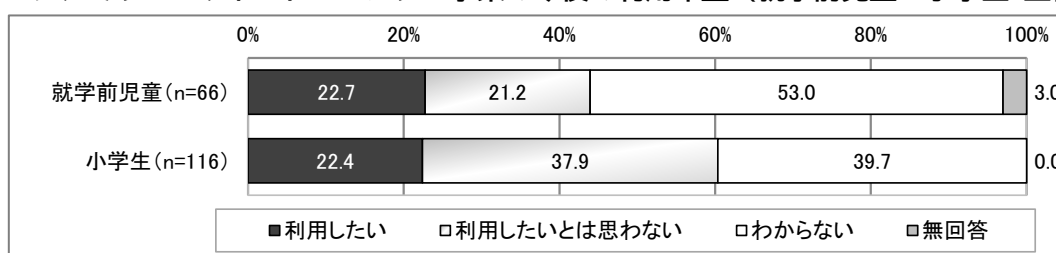
■一時的な教育・保育事業の今後の利用希望（就学前児童 全体）■



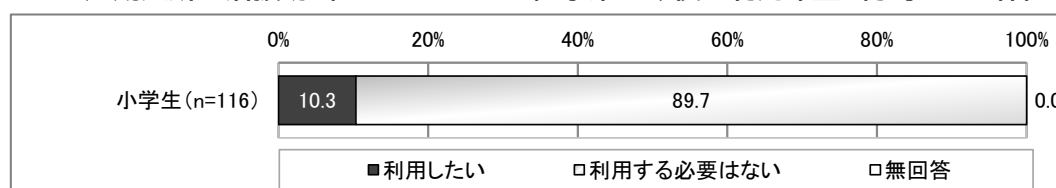
○ファミリー・サポート・センター事業の利用希望については、就学前児童、小学生とも「利用したい」は2割強にとどまります。また、「わからない」という回答が多くなっており、事業の認知度が低い状況であることがうかがえます。

○小学生の短期入所生活援助（ショートステイ）事業の利用希望については、「利用する必要はない」が約9割を占めて多く、「利用したい」は約1割となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業の今後の利用希望（就学前児童・小学生 全体）■



■短期入所生活援助（ショートステイ）事業の今後の利用希望（小学生 全体）■

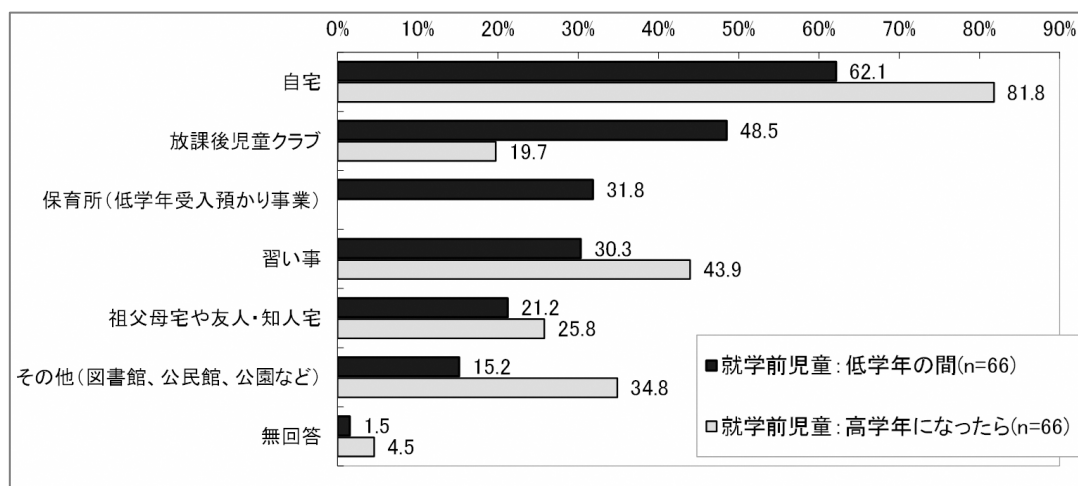


⑦ 小学校入学後の放課後等の過ごし方（就学前児童）

○就学前児童が小学校に入学した後の放課後の時間を過ごさせたい場所について、“低学年の間”は「自宅」が最も多く、次いで「放課後児童クラブ」となっています。

○“高学年になったら”でも「自宅」が最も多く、次いで「習い事」「その他（図書館、公民館、公園など）」等の順となっており、「放課後児童クラブ」は“低学年の間”に比べて28.8ポイント減少するなど、小学校高学年における利用ニーズは多くない様子が見えます。

■小学校入学後の放課後の時間を過ごさせたい場所（就学前児童 全体）■



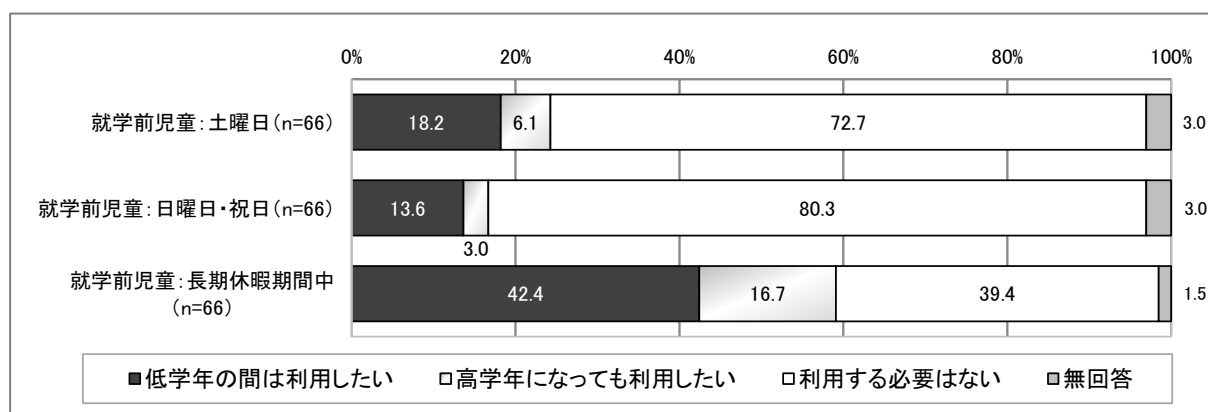
(注)「保育所（低学年受入れ預かり事業）」は“低学年の間”のみ選択肢を設定。

○土曜日、日曜日・祝日、長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望について、土曜日では「利用する必要はない」が最も多いものの、“利用したい”（「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」の合計）も2割台半ばとなっています。

○日曜日・祝日では「利用する必要はない」が約8割を占め、“利用したい”は1割台半ばにとどまります。

○長期休暇期間中については、約6割の人が“利用したい”と回答しているなど、平日の放課後よりも利用ニーズが多くなっています。

■平日以外での放課後児童クラブの利用希望（就学前児童 全体）■

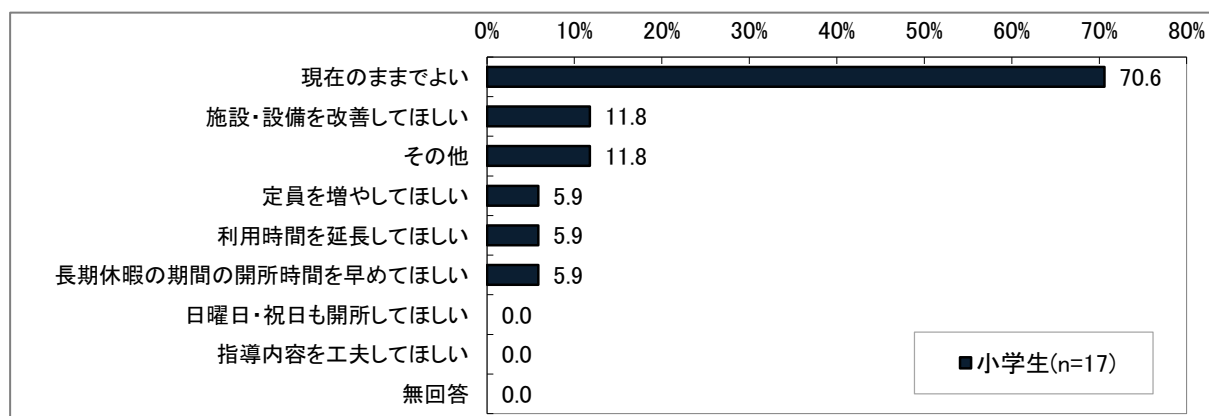


⑧ 小学生の放課後児童クラブの利用状況・利用希望

○放課後に放課後児童クラブを利用している小学生の保護者に対し、放課後児童クラブをどのように感じているか尋ねたところ、約7割が「現在のままでよい」と回答しています。

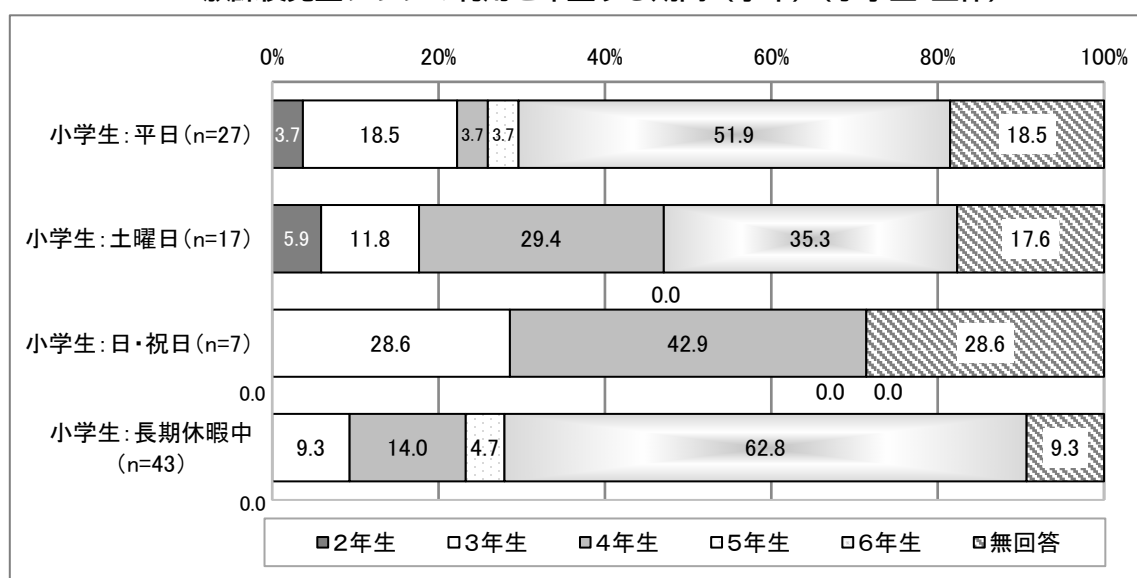
○一方、具体的な改善を求める内容としては、「施設・設備を改善してほしい」・「その他」（同率11.8%）が1割台となっており、「その他」の回答については、「長期休み以外は日割りにしてほしい」「料金が高い」等の意見がありました。

■放課後児童クラブに対して感じていること（小学生 全体）【複数回答】■



○小学生の放課後児童クラブの利用を希望する人に、小学何年生まで利用したいか尋ねたところ、平日、土曜日、長期休暇期間中では「6年生」までが最も多くなっており、現在利用している人については、半数程度が高学年になっても継続して利用することが見込まれます。

■放課後児童クラブの利用を希望する期間（学年）（小学生 全体）■



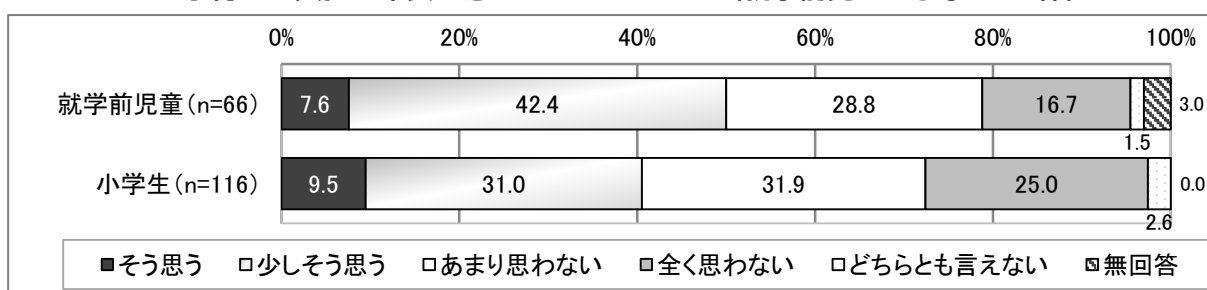
⑨ 子育てに関する相談支援について

○子育てを負担・不安に感じることもあるかを尋ねたところ、就学前児童では「少しそう思う」が最も多く、これに「そう思う」を合わせた“思う”が5割を占めています。

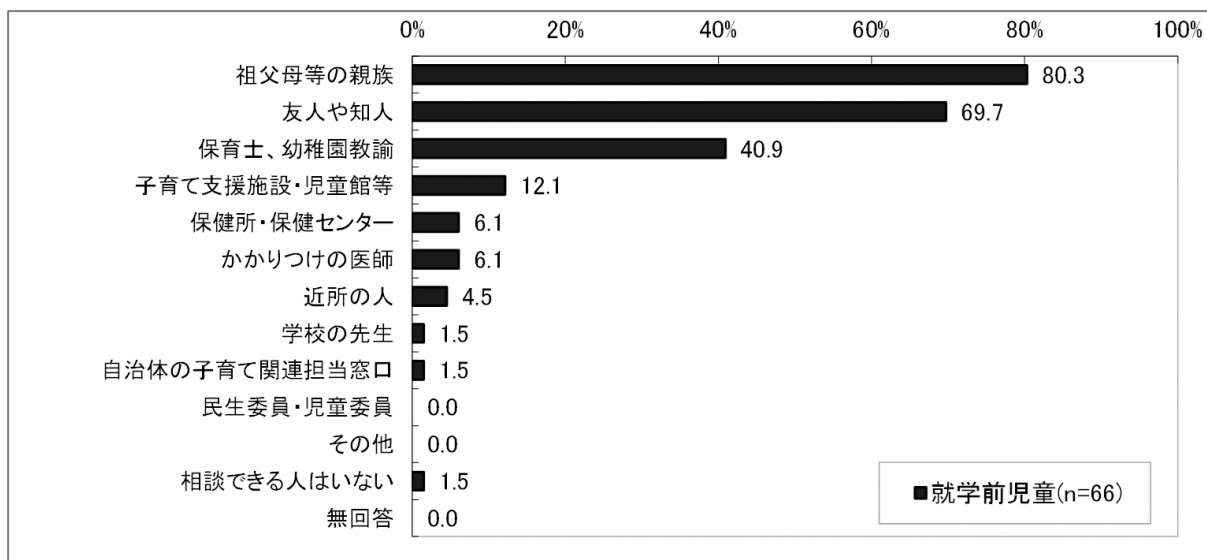
○一方、小学生では「あまり思わない」が最も多く、これに「全く思わない」を合わせた“思わない”が5割台半ばを占めて多くなっています。

○就学前児童の保護者に対し、子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる先について尋ねたところ、「祖父母等の親族」と「友人や知人」が他を離して多くなっています。なお、町の子育て総合相談窓口については、約7割が認知している一方、利用経験については僅か 3.0%にとどまっていることから、相談窓口としての有効活用を図るため、案内方法や機能拡充について検討していく必要があります。

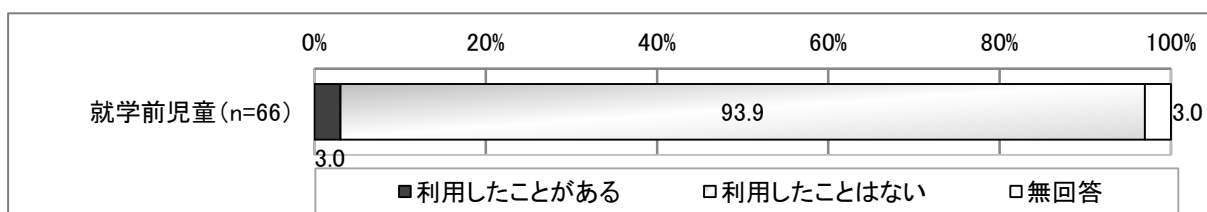
■子育てを負担・不安に感じることもあるか（就学前児童・小学生 全体）■



■子育てに関して気軽に相談できる先（就学前児童 全体）■



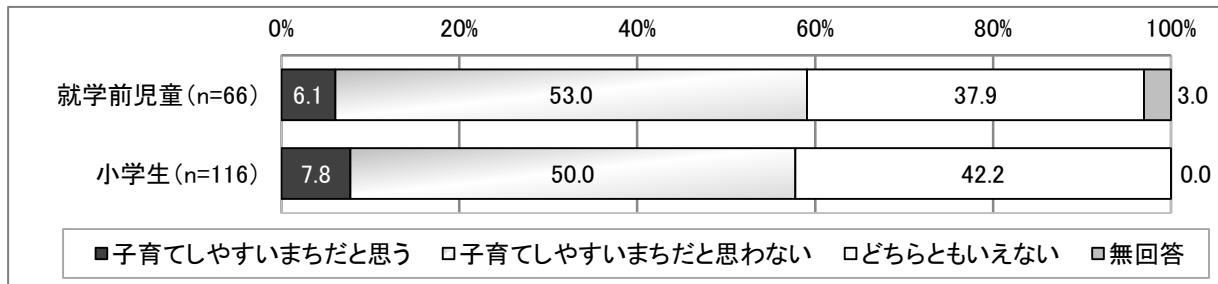
■町の子育て総合相談窓口の利用経験（就学前児童 全体）■



⑩ 町の子育て環境について

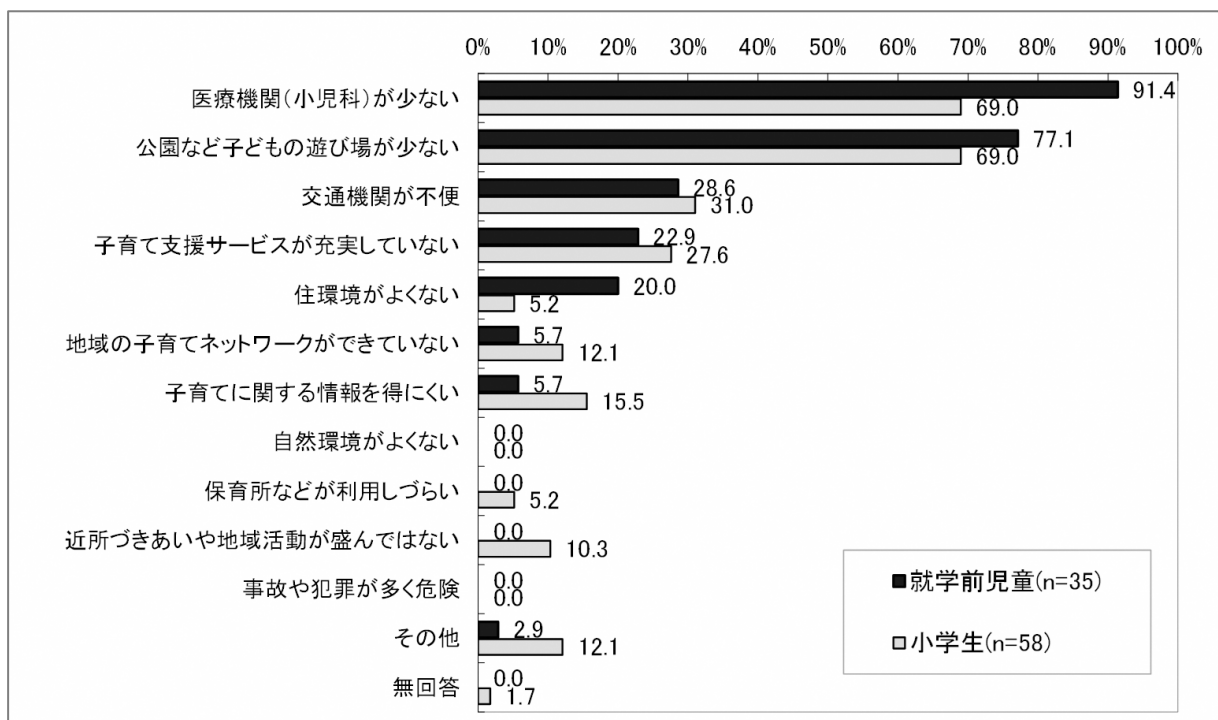
○長万部町は子育てしやすいまちだと思うか尋ねたところ、就学前児童、小学生とも「子育てしやすいまちだと思わない」が5割以上を占め、「子育てしやすいまちだと思う」は1割未満にとどまっています。

■町は子育てしやすいまちだと思うか（就学前児童・小学生 全体）■



○子育てしやすいまちだと思わない理由については、就学前児童、小学生ともに「医療機関（小児科）が少ない」と「公園など子どもの遊び場が少ない」が他を離して多くなっています。また、就学前児童、小学生ともに「交通機関が不便」が第3位となっており、生活環境の改善についても子育て支援サービスの充実と併せて検討していく必要があります。

■子育てしやすいまちだと思わない理由（就学前児童・小学生 全体）【複数回答】■

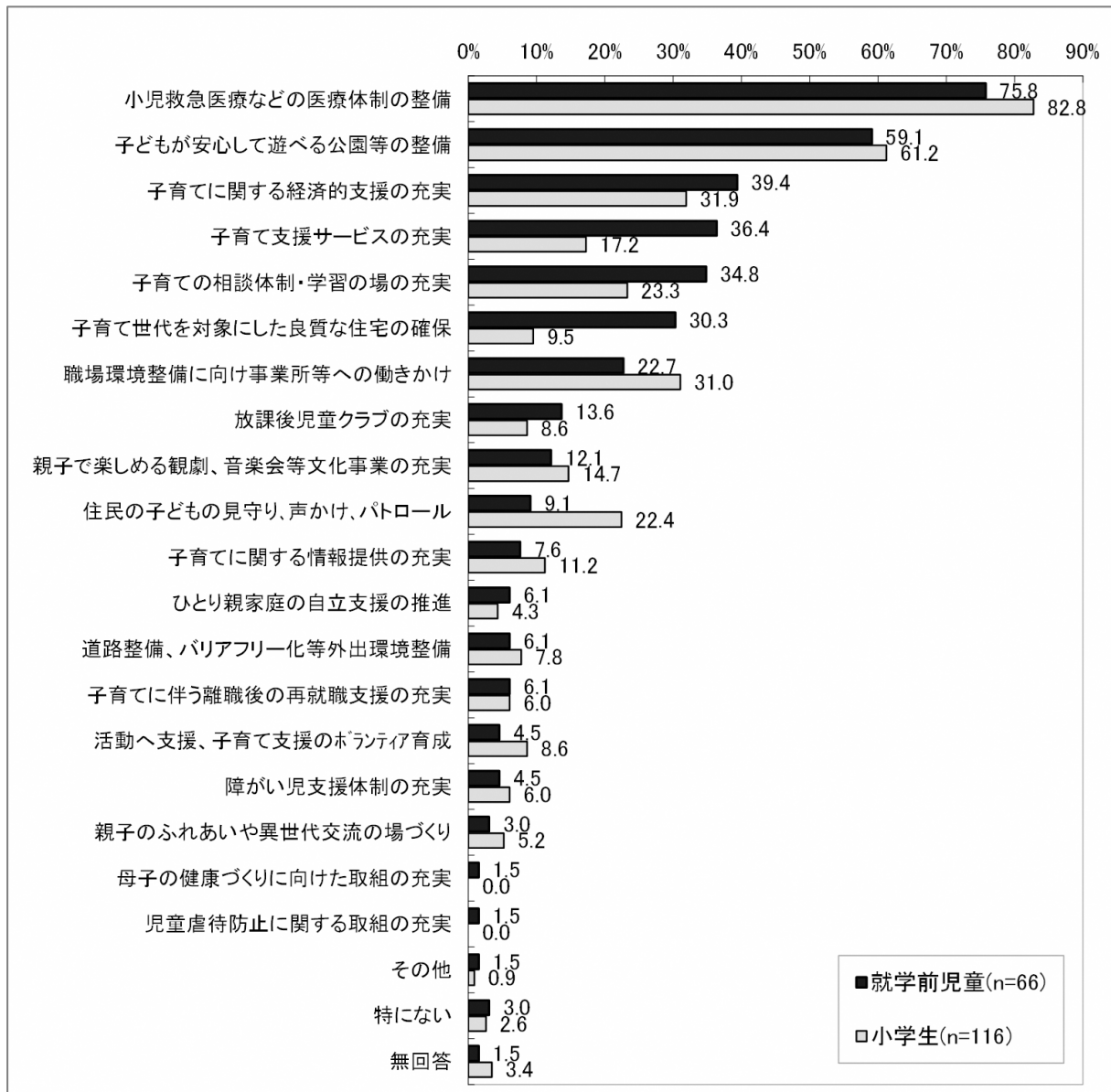


⑪ 今後重要だと思う子育て支援施策

○今後、町がより力を入れるべき子育て支援策については、就学前児童、小学生とも「小児救急医療などの医療体制の整備」と「子どもが安心して遊べる公園等の整備」が他を離れて多く選んでおり、「子育てしやすいまちだと思わない理由」と同様の結果となっていることから、優先順位を上げて取り組むべき施策と考えられます。

○次いで、就学前児童、小学生とも「子育てに関する経済的支援の充実」が第3位となっており、昨今の物価高騰も踏まえつつ、子育て世代の経済的負担の軽減策も継続的に実施していくことが求められます。

■より力を入れるべき子育て支援策（就学前児童・小学生 全体）【複数回答】■



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子どもの健やかな育ち」と「子育て」を支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の活力ある社会の担い手の育成にもつながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

このため行政は、子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、「子育ては第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつ、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させていく必要があります。

一方で、望ましい子育て環境は、単に子育て支援サービスを充実させたり、子育て家庭への経済的支援を行ったりするだけで実現できるものではありません。「家庭」「地域」「行政」が少子高齢化社会の現状と課題について正しく認識した上で、それぞれの責任と立場で子どもを取り巻く環境について考え、安全・安心な子育て環境の推進に取り組む必要があります。

このような考え方のもと、次の基本理念を掲げ、子どもが人として尊重され、健やかに成長できる環境を「家庭」「地域」「行政」等の地域全体で、子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指します。

■基本理念■

みんなのふれあいと優しさで
子どもを育む「おしゃまんべ」

2. 計画推進のための基本的な視点

本計画の推進にあたっては、以下の基本的な視点に立って施策・事業の展開を図ります。

視点1 「子育て」⁴できる環境づくり

子ども・子育ての支援においては、子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重することが重要です。また、次世代の親づくりという視点から長期的な視野に立って、豊かな人間性、自立性を育む環境づくりが必要です。

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、かつ、たくましく生きる力を育み、さらに、家庭を築いて子どもを産み育てる喜びを感じていけるように、学校の教育環境等の整備や健全な子どもの育成環境づくりを進めます。

視点2 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない「子育て」支援

核家族化の進行やコミュニティ意識の希薄化等により、子育て家庭が地域の中で孤立化し、育児に悩む人が少なくありません。特に、妊娠・出産・子育て期の家庭は産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育ての悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合があります。また、子育て家庭に適切な支援が届かないために孤立し、痛ましい児童虐待に至ってしまうことも心配されます。

妊娠・出産・子育てへの支援を切れ目なく推進するため、従来の事業をさらに充実させるのはもちろんのこと、妊娠・出産期からの様々な事業との連携を図り、継続的な支援環境づくりに努めます。また、多様化する教育・保育事業や地域子育て支援事業の利用ニーズに適切に応えられるよう、サービス提供体制の確保に努めるとともに、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

視点3 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくり

子どもは家庭の中だけで育つものではなく、学校や地域の様々な人との関わりや見守りの中で成長していくものです。

子どもを地域全体で育てる観点から、地域住民の経験や知識・技能等を積極的に活用し、地域の連帯感や子育て力の向上に努めます。

また、子どもや子育て中の家庭が地域で安心して快適に暮らせるよう、生活環境の整備・改善に努めるとともに、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動を推進します。

⁴ 子育て：子どもの育ちを中心に据えて、子どもが自ら成長する力を周囲がサポートし、成長の手助けをすること。

第4章 事業計画

1. 事業を計画するにあたっての基本的な枠組み

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

「子ども・子育て支援制度」は、子どもの最善の利益を第一に、子どもを産み育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、町は、子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

① 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」「子どものための現金給付」及び「子育てのための施設等利用給付」に加え、子ども子育て支援法改正に伴い新設される「妊婦のための支援給付」（令和7年4月1日施行）及び「乳児等のための支援給付」（令和8年4月1日施行）から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

② その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

「子ども・子育て支援事業計画」で目標量を定める事業は、大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に区分できます。

幼児期の教育と、保育の必要性のある子どもへの保育については、幼稚園・保育所・認定子ども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となり、給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」にわかれます。

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で定められており、その事業は交付金の対象となります。

■子ども・子育て支援制度の概要■

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付 (特例施設型給付)	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付 (特例地域型保育給付)	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
	施設等利用費の 支給	認定こども園（国立・公立大学法人立）、施設型給付を受けない幼稚園、 特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、 病児保育事業、子育て援助活動支援事業
子どもを養育している者に必要な支援	妊婦のための支援給付	
	妊婦支援給付金の支給	乳児等のための支援給付
		乳児等支援給付費（特例乳児等支援給付費）の支給 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	子どものための現金給付	
子どもを養育している者に必要な支援	児童手当法等に基づく児童手当の支給	
	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊産婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦病児・病後児保育事業 ⑧一時預かり事業 ⑨時間外保育事業（延長保育事業） ⑩ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	
	⑪放課後児童健全育成事業 ⑫子育て世帯訪問支援事業 ⑬児童育成支援拠点事業 ⑭親子関係形成支援事業 ⑮産後ケア事業 ⑯妊婦等包括相談支援事業 ⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑱多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	
子どもを養育している者に必要な支援	仕事・子育て両立支援事業（国が主体となる事業）	
	企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業、 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業	

（注）妊婦のための支援給付は令和7年4月1日から、乳児等のための支援給付は令和8年4月1日から施行開始。
乳児等のための支援給付における「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は経過措置として、
令和7年度中は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる。

(2) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付等）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

教育・保育給付認定は、子どもの年齢や、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情等に応じて1号認定から3号認定まで3つの区分があり、2号認定及び3号認定は、保護者の就労時間等により、保育施設等の利用時間について「保育標準時間（最長11時間までの利用）」と「保育短時間（最長8時間までの利用）」の2種類に区分されます。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

■認定区分と提供施設■

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設	利用時間
1号認定	3～5歳	なし	・教育・保育施設 （認定こども園及び幼稚園）	①教育標準時間
2号認定	3～5歳	あり	・教育・保育施設 （認定こども園及び保育所）	②保育標準時間 ③保育短時間
3号認定	0～2歳	あり	・教育・保育施設 （認定こども園及び保育所） ・地域型保育事業	②保育標準時間 ③保育短時間

(3) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付」を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

■認定区分と提供施設■

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

(4) 量の見込みと確保方策について

① 量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画では、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえてニーズ量を見込み、その提供体制確保の内容及び実施時期等を定めていく必要があります。

量の見込みの算出にあたっては、児童数の将来推計とニーズ調査の結果を用い、国から示されている「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.2）」等に基づいて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計し、具体的な目標設定を行っています。

しかし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであり、町の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて教育・保育施設の配置状況、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用実績等を勘案して決めました。

※「量の見込み」…現在の利用状況及びニーズ調査等の利用希望等を踏まえて算出した、計画期間中の各年度における事業の需要見込みをいいます。

※「確保方策」…「量の見込み」に対応する施設及び事業の拡充等を目指して整備する、各年度における供給量、提供体制の確保の内容及びその時期をいいます。

■計画期間における児童数の将来推計■

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	20	20	20	19	19
1歳	20	19	19	19	18
2歳	17	19	18	18	18
3～5歳	54	51	50	50	52
6～8歳	59	55	50	47	44
9～11歳	82	71	64	57	54
計	252	235	221	210	205

資料：住民基本台帳（令和2年～令和6年の4月1日時点）を基にコーホート変化率法を用いて推計

② 確保方策の設定

今後の施設整備等を考慮の上、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策（供給量、提供体制の確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な提供体制の整備に努めます。

2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業等を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

また、教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、教育・保育の整備状況等を総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

本町においては、第2期計画を継承し、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定が必要な16事業）提供区域を次のとおり設定します。

（1）教育・保育提供区域

認定区分	提供区域	提供区域設定の考え方
1号認定（3～5歳／教育）	全町 （1地区）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、長万部町内を1区域とします。
2号認定（3～5歳／保育）		
3号認定（3歳未満／保育）		

（2）地域子ども・子育て支援事業提供区域

認定区分	提供区域	提供区域設定の考え方
①利用者支援事業、	全町 （1地区）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、長万部町内を1区域とします。
②地域子育て支援拠点事業		
③妊産婦健康診査事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業		
⑥子育て短期支援事業		
⑦病児・病後児保育事業		
⑧一時預かり事業		
⑨時間外保育事業		
⑩ファミリー・サポート・センター事業		
⑪放課後児童健全育成事業		
⑫子育て世帯訪問支援事業		
⑬児童育成支援拠点事業		
⑭親子関係形成支援事業		
⑮産後ケア事業		
⑯妊婦等包括相談支援事業		

3. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みについては、現在の利用状況や保護者の利用希望等を総合的に考慮し、以下のように算出し、供給量の確保を図ります。

(1) 1号認定（3～5歳／教育）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	20	20	20	20	20
② 確保方策	人	35	35	35	35	35
長万部マリア幼稚園 （幼稚園部分）		35	35	35	35	35
過不足（②－①）	人	15	15	15	15	15

■確保方策の考え方

町内では、定員35人の認定こども園（幼稚園部分）1園を開園しており、利用希望児童に対して十分な供給量があることから、現状の体制の維持を図ります。

(2) 2号認定（3～5歳／保育）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	35	35	34	34	33
2号認定 （保育）		35	35	34	34	33
2号認定で 教育の意向強い		0	0	0	0	0
② 確保方策	人	71	71	71	71	71
さかえ保育所		37	37	37	37	37
長万部マリア幼稚園 （保育所部分）		10	10	10	10	10
いずみ保育園		24	24	24	24	24
過不足（②－①）	人	36	36	37	37	38

■確保方策の考え方

本町では、特定教育・保育施設3か所（保育園2園、認定こども園1園）で対応しており、待機児童は0、かつ利用希望児童に対して十分な提供量を維持しています。現状の体制の維持を図り、保護者の就労状況や子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育サービスの提供に努めます。

(3) 3号認定（3歳未満／保育）

① 2歳児

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	12	12	11	11	10
② 確保方策	人	22	22	22	22	22
さかえ保育所		9	9	9	9	9
長万部マリア幼稚園 （保育所部分）		6	6	6	6	6
いずみ保育園		7	7	7	7	7
過不足（②－①）	人	10	10	11	11	12

② 1歳児

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	13	13	12	12	11
② 確保方策	人	21	21	21	21	21
さかえ保育所		9	9	9	9	9
長万部マリア幼稚園 （保育所部分）		5	5	5	5	5
いずみ保育園		7	7	7	7	7
過不足（②－①）	人	8	8	9	9	10

③ 0歳児

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	7	7	6	6	5
② 確保方策	人	13	13	13	13	13
さかえ保育所		5	5	5	5	5
長万部マリア幼稚園 （保育所部分）		4	4	4	4	4
いずみ保育園		4	4	4	4	4
過不足（②－①）	人	6	6	7	7	8

■確保方策の考え方

長万部マリア幼稚園が令和3年度に幼稚園から認定こども園へ、いずみ保育園が令和5年度に認可外保育施設から認可保育所へ移行しました。確保数が増となり、町内施設の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■利用者支援に関する事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	か所	1	1	1	1	1
② 確保方策 (妊婦等包括相談 支援事業型)	か所	1	1	1	1	1

■確保方策の考え方

特設窓口等の設置は行わず、引き続き担当課の窓口、又はさかえ保育所内にある子育て支援センターにおいて対応を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人回/年	1,318	1,318	1,318	1,294	1,294
みんなの広場		448	448	448	440	440
遊びの広場		295	295	295	290	290
保育所開放		350	350	350	345	345
なかよし広場		200	200	200	195	195
育児相談		25	25	25	24	24
② 確保方策	か所	1	1	1	1	1

■確保方策の考え方

引き続き、さかえ保育所内にある子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる身近な場所を提供します。

(3) 妊産婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦を対象に、医療機関にて健康診査を実施し、適切な保健指導を行う事業です。

■妊産婦健康診査事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人回/年	256	256	256	243	243
② 確保方策	人回/年	256	256	256	243	243
過不足（②－①）	人回/年	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

引き続き、産科・産婦人科医療機関で受診する健診及び超音波検査費用に対する補助を実施することにより対応していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人/年	20	20	20	19	19
② 確保方策	人/年	20	20	20	19	19
過不足（②－①）	人/年	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

引き続き、保健師が乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する相談や情報提供を行うとともに、保護者の状況を把握することにより対応していきます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人/年	8	8	8	7	7
② 確保方策	人/年	8	8	8	7	7
過不足（②－①）	人/年	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

引き続き、乳児家庭全戸訪問事業により、養育に不安があるとされた家庭に保健師が訪問し、関係機関と連携して家庭環境の把握に努めるとともに、育児相談等の支援を実施することにより対応していきます。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の様々な理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設にて必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

■子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日/年	—	—	—	—	—
② 確保方策	人日/年	—	—	—	—	—
過不足（②－①）	人日/年	—	—	—	—	—

■確保方策の考え方

本町には当該施設がないため、計画期間内における実施の予定はありませんが、ニーズ量の推移を見守り、引き続き実施について検討していきます。

(7) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や児童を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

■病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日/年	—	—	—	—	—
② 確保方策	人日/年	—	—	—	—	—
過不足（②－①）	人日/年	—	—	—	—	—

■確保方策の考え方

現在は、保育施設や医療施設において病児・病後児童保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況から、病児・病後児童保育事業は行っていません。計画期間内における実施の予定はありませんが、ニーズ調査での利用希望があることから、ニーズ量の推移を見守り、引き続き実施について検討していきます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

■一時預かり（幼稚園型）の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日/年	1,528	1,443	1,415	1,415	1,415
② 確保方策	人日/年	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
長万部マリア幼稚園		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
過不足（②－①）	人日/年	72	157	185	185	185

■一時預かり（幼稚園型以外）の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日/年	100	94	93	93	93
② 確保方策	人日/年	800	800	800	800	800
子育て支援センター		800	800	800	800	800
過不足（②－①）	人日/年	700	706	707	707	707

■確保方策の考え方

現状の提供体制で量の見込みは充足できるものと見込んでおり、引き続き、長万部マリア幼稚園及びさかえ保育所内にある子育て支援センターでの事業を継続します。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

■時間外保育事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人/年	—	—	—	—	—
② 確保方策	人/年	—	—	—	—	—
過不足（②－①）	人/年	—	—	—	—	—

■確保方策の考え方

現在は保育士等の確保が困難な実情から、開所時間の延長は行っていません。計画期間内における実施の予定はありませんが、僅かながらニーズ調査での利用希望があることから、ニーズ量の推移を見守り、引き続き実施について検討していきます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人/年	—	—	—	—	—
② 確保方策	人/年	—	—	—	—	—
過不足（②－①）	人/年	—	—	—	—	—

■確保方策の考え方

本町では提供会員が見込まれないため、計画期間内における実施の予定はありませんが、ニーズ調査での利用希望があることから、ニーズ量の推移を見守り、引き続き実施について検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童に対し、放課後・土曜日・長期休暇等に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

■放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人/年	19	19	18	18	17
小学1年生		6	6	6	6	5
小学2年生		4	4	3	3	3
小学3年生		3	3	3	3	3
小学4年生		2	2	2	2	2
小学5年生		2	2	2	2	2
小学6年生		2	2	2	2	2
② 確保方策	人/年	21	21	21	21	21
過不足（②－①）	人/年	2	2	3	3	4

■確保方策の考え方

現状の提供体制で量の見込みは充足できるものと見込んでおり、引き続き本事業の利用を希望するすべての児童が利用できるよう、学童保育所ななかまど及びさかえ保育所内にある子育て支援センターで学年を問わず、弾力的な運営と指導員の確保等を進めていきます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

食事、生活環境等について、不適切な養育状態等により保護者に児童を監護させることが不適当である世帯等に対し、家事支援事業者がご自宅を訪問し、日常的に行う必要がある家事の支援を行う事業です。

■子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日/年	—	—	—	—	—
② 確保方策	人日/年	—	—	—	—	—
過不足（②－①）	人日/年	—	—	—	—	—

■確保方策の考え方

本町では事業の対象となる世帯は見込まれていませんが、これまで養育支援訪問事業で実施してきた育児・家事援助が子育て世帯訪問支援事業に移行されたことを踏まえ、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対する、家事・育児等の支援実施体制の整備を検討していきます。

(13) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

■児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人/年	—	—	—	—	—
② 確保方策	人/年	—	—	—	—	—
過不足（②－①）	人/年	—	—	—	—	—

■確保方策の考え方

本町では事業の対象となる児童は見込まれていませんが、町内の児童の生活状況等を考慮し、必要と判断された場合には、実施に向けた検討を進めます。

(14) 親子関係形成支援事業

保護者に児童を監護させることが不適当な世帯や、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯等に対し、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

■親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人/年	—	—	—	—	—
② 確保方策	人/年	—	—	—	—	—
過不足（②－①）	人/年	—	—	—	—	—

■確保方策の考え方

本町では事業の対象となる世帯は見込まれていませんが、必要に応じて親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニング等の支援を検討します。

(15) 産後ケア事業

産後1年以内の産婦や乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行う事業です。

■産後ケア事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日/年	—	42	42	40	40
② 確保方策	人日/年	—	42	42	40	40
過不足（②－①）	人日/年	—	0	0	0	0

■確保方策の考え方

本町では令和8年度から事業を開始し、助産師が居宅訪問、通所又は短期入所により母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導等を行っていきます。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

■妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	延回/年	60	60	60	57	57
妊娠届出人数	人/年	20	20	20	19	19
1組当たり面談回数	回	3	3	3	3	3
② 確保方策	人日/年	60	60	60	60	60
過不足（②－①）	人日/年	0	0	0	3	3

■確保方策の考え方

本町では保健師による母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助等を実施しています。引き続き、妊婦のための支援給付と組み合わせた事業の展開を図り、妊娠時からの切れ目ない支援はもとより、子育て家庭に寄り添った支援の充実に努めます。

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

町民ニーズ等を把握するとともに、国の動向を注視し、必要とされる助成について今後検討を進めます。

(18) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

5. 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、令和8年度から乳児等のための支援給付、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）が創設されます。

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる事業です。

■乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策（第3期）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人日		3	3	3	3
0歳			1	1	1	1
1歳			1	1	1	1
2歳			1	1	1	1
② 確保方策	人日		3	3	3	3
0歳			1	1	1	1
1歳			1	1	1	1
2歳			1	1	1	1
過不足（②－①）	人日		0	0	0	0

■確保方策の考え方

本町では、令和8年度からの当該制度の本格実施を見据え、対応施設や円滑な運営体制の整備等に努めます。

6. 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、3歳から5歳までの子どもについては、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として認可されています。

本町では令和3年度に長万部マリア幼稚園が認定こども園へ移行しました。子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園・保育所等の役割が極めて重要であることから、引き続き町内の幼児教育・保育施設の在り方の検討を行い、多様化する保育・教育ニーズへの対応を図っていきます。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものです。

本町では令和5年度にいずみ保育園が認可外保育施設から認可保育所へ移行しており、引き続き施設に対する支援を行うことで、子どもの発達に応じた質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境の整備を図ります。

また、支援を必要とする子どもに対しては、長万部町障がい福祉計画等との整合・連携を図り、相談対応の充実やニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

すべての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供等の支援を行います。

(4) 幼稚園・保育施設と小学校との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、幼稚園・保育施設は幼児期の教育・保育環境の充実を図るとともに、小学校と連携し、円滑な小学校教育につながるよう努めていきます。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続の利便性、事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

(2) 北海道との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

また、北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

第5章 関連施策の推進

基本理念に掲げるまちの実現に向け、次のとおり関連施策を定め、計画を推進します。

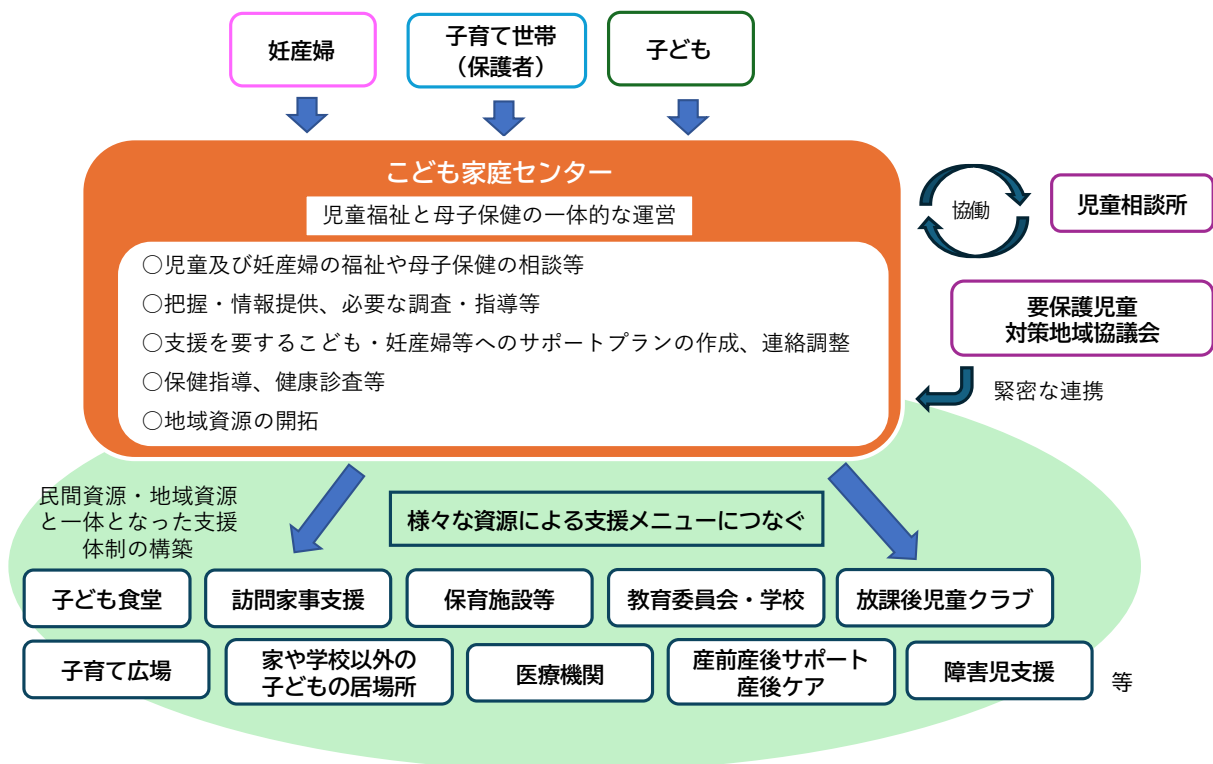
(1) 子育て支援の充実

■相談支援体制の充実

事業	内容	担当課
こども家庭センターの設置	児童福祉法等の改正を踏まえ、令和8年度末までの「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進めます。 こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応など、児童福祉と母子保健の一体的な運営を通して妊産婦や子どもとその家庭の福祉に関する包括的な支援を提供します。	保健福祉課

子ども家庭センターの設置について

令和6年4月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。本町においても令和8年度末までの「こども家庭センター」設置に向けた検討を進めます。



■子どもの居場所づくり

事業	内容	担当課
スポーツ少年団への支援	子どもたちの健やかな体の育成と放課後の安全な居場所づくりとして、スポーツ少年団の活動を支援します。	教育委員会
ボランティア少年団の活動支援	子どもたちに様々なボランティア活動の機会を体験させることにより、思いやりのある心や自発的な想像力を培ってもらうためのボランティア活動を支援します。	教育委員会
子ども会行事への支援	各地域の個性ある文化活動を大切に保存・継承し、子どもたちの豊かな心を育む地域子ども会の活動を支援します。	教育委員会
地域に開かれた図書館活動の推進	子どもたちの健やかな成長を促進するため、「子ども読書週間行事」や「読み聞かせ」など地域に根ざした文化活動を推進します。	教育委員会
生涯学習の場として学校施設の開放	生涯学習の場として活用できる学校の体育館・グラウンド等の施設を開放します。	教育委員会
児童遊園、公園等の整備・充実	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園等の整備・充実を図ります。	建設課

■子育て家庭への経済的支援

事業	内容	担当課
小・中学校児童生徒就学援助制度の利用促進	経済的に困窮している世帯に属する児童生徒の給食費や修学旅行費用等を援助する就学援助制度の周知・利用促進を図ります。	教育委員会
北海道長万部高等学校通学費の補助	北海道長万部高等学校に通学する生徒の保護者に対し、通学費を補助することにより、保護者の負担軽減と生徒の確保を図ります。	教育委員会
北海道長万部高等学校制服購入費の補助	北海道長万部高等学校に通学する生徒の保護者に対し、制服購入費を補助することにより、保護者の負担軽減と生徒の確保を図ります。	教育委員会
奨学資金給付・貸付事業の充実	北海道長万部高等学校を卒業し、国公立又はたは東京理科大学へ進学した者に対し、奨学金の給付・貸付（任意）します。	教育委員会
子どもの医療費の助成	子どもが18歳になった年度末まで医療費を全額助成します。また、ひとり親家庭においても18歳になった年度末まで医療費の保険給付に係る一部負担金（自己負担金）を助成します。	町民課

(2) 要支援児童への対応

■障がい児とその保護者への支援

事業	内容	担当課
巡回療育相談 (かにつこクラブ)	療育の場が不足している在宅の心身障がい児とその保護者が巡回療育相談を受けることで、障がい児とその家族の福祉の向上を図ります。	保健福祉課
巡回児童相談	健康診査、相談等で発達に遅れのある児（乳幼児・児童・生徒）とその保護者に対し、年2回児童相談所による相談、指導を行います。	保健福祉課
発達支援・療育体制整備事業	① 発達の遅れや発達障がい・知的障がいをもつ児童を対象に、八雲町発達支援センター（ひまわり）で個別・集団療育指導を行うことで成長、発育を促進し、社会への適応力を養います。 ② 通園に係る交通費の半額を補助します。	保健福祉課
重度心身障害者医療費給付	重度心身障がい者に対し、医療費の一部を給付することで、保健医療及び福祉の向上を図ります（18歳になった年度末まで医療費を全額助成します。）。)	町民課
療育手帳の交付と活用	知的に障がいのある人に一貫した療育指導や各種サービスを受けやすくする制度を充実します。	保健福祉課
身体障害者（児）手帳の交付と活用	身体に障がいのある人の障がい程度の状況を記載した手帳を交付することで、援護を受けやすくするための制度を充実します。	保健福祉課

■児童虐待防止対策の充実

事業	内容	担当課
児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待の早期発見、早期対応を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。	保健福祉課
虐待予防の体制強化	乳幼児健診・相談業務に合わせて、親の話や子どもの身体、親子関係の様子などを観察し、その後、従事スタッフでカンファランスを行い、気になるケースについて支援を検討し虐待予防につなげていきます。また、関係機関との連携を図り児童虐待の防止に努めます。	保健福祉課

■子どもの貧困対策の推進

事業	内容	担当課
子ども食堂支援事業	町内で子ども食堂を開設する団体に対し、補助金を交付することにより、子どもの健やかな成長の促進や子どもの居場所づくりの推進を図ります。	保健福祉課

(3) 母子の健康の確保と増進

■母と子の健康づくりの推進

事業	内容	担当課
母子健康手帳の交付及び活用	妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、交付時を相談の場として活用します。	保健福祉課
乳児健康診査	① 4・7・10・12 か月児を対象に、問診・計測・小児科医診察・保健指導・栄養指導等により児の発育・発達が順調であるか確認するとともに、病気の早期発見により心身の健全な発達を促します。 ② 母親の育児相談を実施します。 ③ 経過観察・精密検査が必要と認められた児を対象に、必要な時期に事後指導を行い、精密検査が必要と認められた児には、精密健康診査受診票を交付します。	保健福祉課
健康ダイヤル 24	24 時間通年で相談料無料の電話健康相談を実施し、育児の悩みや相談に応じ、乳幼児の健康の保持・増進と母親の育児を支援します。	保健福祉課
幼児健康診査	① 1 歳 6 か月児・3 歳児・5 歳児健診の同時実施をします（年 6 回）。 ② 心身の障害、病気及び異常等の早期発見、むし歯予防、幼児の栄養と生活習慣の形成を図るために、問診・計測・小児科医診察・歯科医診察・歯科保健指導・栄養指導・保健指導を行います。 ③ 身体面、精神面において経過観察、精密検査が必要と認められた児には、療育相談、児童相談所、医療機関等で検査や相談を行うなどの事後指導を行います。 ④ 幼児が通園している幼稚園や保育所とも連携し、発達や虐待について、異常の早期発見に努めます。	保健福祉課
予防接種	乳幼児と児童・生徒に伝染のおそれがある病気とそのまん延を防止するため、法に基づき、適期にジフテリア・百日咳・破傷風、ポリオ、麻疹、風疹、BCG、ヒブ、小児肺炎球菌、B 型肝炎、水痘等の定期予防接種を実施します。	保健福祉課
歯科健康診査・歯科相談	① 乳幼児を対象にう歯の予防・早期発見・口腔内の健康保持増進のために、歯科医師診察・歯科衛生士による健診とブラッシング指導を行います。 ② 乳幼児を対象に歯科医師診察、歯科衛生士によるブラッシング、栄養指導、保健指導を行います（年 4 回）。 ③ 1 歳 6 か月児・3 歳児・5 歳児健康診査時に歯科健康診査を実施します（年 6 回）。	保健福祉課
フッ化物塗布	乳幼児歯科相談時にフッ化物を塗布し、永久歯のむし歯予防を図ります。	保健福祉課

事業	内容	担当課
妊産婦・乳幼児歯科指導	妊産婦を対象に相談・訪問等を通じて口腔内の特性と、これから生まれてくる子どもの口腔内の大切さを啓発します。乳歯のむし歯予防、口腔内の健康の保持・増進、歯磨き習慣の動機付けを図るため、乳児健康診査（特に6か月児・1歳児を重点）や訪問など必要に応じて随時行います。また、1歳6か月児・3歳児・5歳児健診では、本人と保護者にむし歯予防とブラッシング指導を行います。	保健福祉課

■思春期保健対策の推進

事業	内容	担当課
思春期教室	思春期の子どもとその親に対し、教育関係者と連携を図りながら、思春期の特徴や心と体の発達等に関する適切な知識の普及を図ります。	保健福祉課
学校における相談体制の充実	小中高等学校での性教育、相談事業の取組の実態を把握し、効果的な連携を図ります。	保健福祉課
思春期保健の啓発	思春期特有の心と身体の問題や性感染症に関する啓発事業の充実を図ります。	保健福祉課
子宮頸がんの予防	子宮頸がん予防の周知と予防接種の推進を図ります。	保健福祉課
学校保健会との連携による思春期保健対策の推進	地域保健と学校保健会が連携した思春期の心と身体の問題に対応できるネットワークづくりを推進します。	保健福祉課
小中高生と乳幼児とのふれあいの場づくりの推進	小中高生が子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さや命の大切さを理解できるよう、母子の協力を得て乳幼児とふれあう場づくりを推進します。	保健福祉課

■食育の推進

事業	内容	担当課
離乳食指導	乳児を対象に乳児健康診査と同時に年12回、離乳食の意義や進め方を中心に、発達に応じた食生活について指導します。	保健福祉課
乳幼児食生活指導	育児学級（すくすく教室）参加者を対象に年6回、栄養バランスやおやつについて指導します。	保健福祉課
食育教室	保育所・幼稚園と連携し、調理実習や講義等を通じて食の重要性を理解させ、正しい食生活を身につけられるよう支援します。	保健福祉課
学校給食の充実	食についての正しい理解と栄養バランスのとれた食事の提供に加え、食の安全性や地域産業への理解を深めながら、間接的に地域産業の育成を図る意味での「地産地消」の役割を重視した学校給食の充実を図ります。	教育委員会

(4) 小児医療の充実

■小児医療の充実

事業	内容	担当課
小児医療の充実	町内医療機関や町外医療機関、医師会と連携し、夜間や休日診療を含め、その維持・向上に努めます。	保健福祉課

(5) 子どもの豊かな心と生きる力を育む

■児童の健全育成

事業	内容	担当課
児童健全育成運動の推進	子どもたちの豊かな心を培うため、次の活動を継続実施します。 ① 「挨拶・声かけ運動」の拡充 ② 「ふるさと自然体験教室」の開催 ③ 子どもが参加するスポーツ・文化活動への支援 ④ お年寄りと子どもの集い等世代間交流の推進	教育委員会
長万部町青少年健全育成推進協議会	町内の児童・生徒の実態を把握するとともに、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくための適切な支援の在り方を検討し、学校内外の生徒指導体制の充実を図ります。	教育委員会
次代の親の育成	① 乳幼児の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の充実に努めます。 ② 中学生や高校生が子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、職場見学等の研修の機会を利用し保育所・幼稚園の協力を得て、乳幼児とふれあう機会の場づくりを推進します。	保健福祉課 教育委員会

■学校教育の充実

事業	内容	担当課
学校教育環境の整備	中期的な学校改修等の整備計画の作成を進めるとともに、コンピュータや学校図書、教材備品の計画的な整備を推進します。	教育委員会
情報モラル教育の推進	情報化社会に対応した端末の利用に係る情報モラルやマナー等を指導し、情報モラル教育の充実を図ります。	教育委員会
国際交流教育の推進	外国の文化や生活等の学習と英語への理解を深めるため、東京理科大学の外国人英語講師の指導による英語授業を継続します。	教育委員会
幼・小・中・高・大学連携の充実	各教育機関が教育力を相互に活用し、高め合えるよう支援します。	教育委員会

事業	内容	担当課
地域の教育力を活かす教育の推進	① 子どもたちの健やかな成長を育むため、地域にある教育資源の活用や挨拶・声かけ運動を拡充します。 ② 子どもたちに様々なボランティア活動の機会を体験させることで、思いやりのある心や自発的な創造力を培ってもらうためのボランティア活動を支援します。	教育委員会
特別支援教育の充実	小中学校において、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。	教育委員会

(6) 家庭や地域の教育力を高める

■生涯学習の推進

事業	内容	担当課
地域と児童のふれあいの拡充	地域と学校と家庭がスクラムを組み、地域と児童とのふれあいの機会を拡充します。	教育委員会

■生涯スポーツの推進

事業	内容	担当課
各種スポーツ教室・大会の内容の充実	子どもたちがスポーツに興味をもって楽しく参加できるよう、子どものスポーツ環境づくりとしてスポーツ教室・大会の内容を充実します。	教育委員会
レクスポーツの活動推進	地域ぐるみでスポーツを通じ、子どもたちの健やかな体の育成と世代間の交流や家族の絆を深めるため、レクスポーツ活動を推進します。	教育委員会

(7) 子育て支援のための東京理科大学との連携の推進

■子育て支援のための東京理科大学との連携の推進

事業	内容	担当課
大学公開講座の開催と施設開放	東京理科大学と行政が連携を図り、地域への公開講座を継続開催するとともに、大学の施設開放を要請していきます。	教育委員会
小中高生の体験学習促進	小中高生が大学の研究活動や学生生活をよく理解できるよう、学習体験の機会をつくります。	まちづくり推進課 教育委員会
東京理科大学との連携による交流・学習機会の創出	大学生と小中高生との文化的なものも含めた交流の推進や、学習（総合学習・科学・語学等）の機会を創出して、町内の児童・生徒の学習能力やコミュニケーション能力の向上に活かしていきます。	まちづくり推進課 教育委員会
各種イベントへの参加・参画と交流促進	大学との交流を促進するため、地域の各種イベントへの大学の教職員、大学生等の参加・参画を促すとともに、大学のキャンパス祭に対する支援を積極的にを行います。	まちづくり推進課 教育委員会

(8) 子育てに安心な生活環境をつくる

■良質な住宅と良好な居住環境の確保

事業	内容	担当課
シックハウス対策の推進	居住者等が有害化学物質（ホルムアルデヒド・クロルピリホス）による室内空気汚染によって衛生上の支障を生じないように、建築材料及び換気設備についての情報提供に努めます。	建設課
住生活基本計画	住生活基本計画を推進し、子育て世帯への快適な居住環境づくりに努めます。	建設課

■安全な道路交通環境の整備

事業	内容	担当課
通学路の安全確保	子どもや親子連れの交通安全を確保するため、通学路の安全点検調査を実施し、道路幅の狭い通学路には大型車の乗り入れ禁止等の交通規制を検討します。あわせて、余裕のある通学路にはできるだけ歩道を設置するよう道路環境づくりに努めます。	教育委員会
子育てに配慮した道路のバリアフリー化検討	ベビーカー等の通行の多い道路では、歩道と車道の段差解消などバリアフリー化を検討します。	まちづくり推進課 教育委員会

(9) 安全・安心まちづくりの推進

■子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

事業	内容	担当課
児童・生徒に対する交通安全教育等の実施	交通安全思想の普及を図るため、交通安全推進協議会や公安委員会・警察等の関係機関の協力を得て、児童・生徒に対して交通安全教育を実施します。	総務課
チャイルドシートの装着促進	交通事故から乳幼児の生命を守るため、6歳未満の乳幼児をもつ保護者に対し、チャイルドシートの購入費を補助するとともに、装着を促進します。	総務課
交通指導員の配置	主に小学校の登校、下校時の交通安全を図るため、通学路の交差点等に交通指導員を配置します。	総務課
安全・安心パトロール活動の展開	子どもの登下校時における通学路の点検、公園の巡回等のパトロール活動を強化するほか、地域のボランティア団体や関係機関と情報を共有した積極的な安全・安心パトロール活動を展開します。	教育委員会
子どもを守るための活動の推進	防犯講習会、防犯映画会を通じて子どもの防犯意識の高揚を図るほか、関係機関や団体等との連携した「子ども110番の家」の拡充や児童・生徒に対する防犯ブザーの貸与事業を推進します。	教育委員会
不審者対応マニュアルの作成	学校の安全管理を図るため、小中学校において不審者対応マニュアルを作成します。	教育委員会

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・防犯等の様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係部署間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 国及び北海道、近隣市町村との連携

子育て支援の取組には、町が単独で実施するもののみならず、制度や法律に基づく事業が含まれています。町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国や北海道、近隣市町村との連携を深めていきます。

2. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、施策・事業の実施状況や進捗状況を把握し、取組内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況等を点検・評価し、乖離がある場合には都度、修正を行います。

また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画中間年を目安として本計画の見直しを行います。

なお、本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く周知を図ります。

第3期長万部町子ども・子育て支援事業計画

《令和7年度～令和11年度》

令和7年3月

発行 北海道長万部町

編集 長万部町保健福祉課

〒049-3592

北海道山越郡長万部町字長万部 453 番地 1

電話 01377-2-2454 Fax 01377-2-2931